

第1回 嵐山町上下水道事業運営審議会

嵐山町下水道事業 経営戦略と料金改定について

(案)

嵐山町上下水道課

目次

- 1 経営戦略の改定について
 - 1.1 経営戦略改定の概要
 - 1.2 経営戦略改定の目的
- 2 事業環境の変化
 - 2.1 人口及び汚水量（有収水量）の変化について
 - 2.2 市野川流域維持管理負担金単価の改定について
 - 2.3 物価上昇等について
 - 2.4 スtockマネジメント計画の必要性について
- 3 経営戦略（改定）について
 - 3.1 汚水量（有収水量）及び料金収入の見通し
 - 3.2 投資試算
 - 3.3 財源試算
 - 3.4 投資・財政計画
 - 3.5 料金改定の必要性について
- 4 下水道料金について
 - 4.1 下水道料金の原則
 - 4.2 全国の下水道使用料の傾向
 - 4.3 本町の下水道使用料
- 5 今後の検討手順

1 経営戦略の改定について

1.1 経営戦略改定の概要

1.2 経営戦略改定の目的

1.1 経営戦略改定の概要

- ・ **嵐山町下水道事業経営戦略 計画期間：令和6年度～令和15年度(10年間)**

上位計画

- ・ **第6次嵐山町総合振興計画（令和3年6月策定）**

市街化区域を中心に公共下水道の未整備率の解消に努め、単独処理浄化槽や汲み取りから町管理型の合併浄化槽への切り替えの促進し、生活排水の衛生的な処理体制の整備と河川等公共水域の水質向上を努める。

さらには老朽化する施設の点検を行い、修繕、改築更新が必要なものについては適正な維持管理を推進する施策を挙げている。

- ・ **嵐山町下水道事業経営戦略（令和3年3月策定）（既定計画）**

計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

第6次嵐山町総合振興計画を上位計画としており、汚水処理人口普及率の向上、財源の目標については経費回収率の向上（100%以上を維持）を掲げている。また、料金改定を行わない場合、収益的収支において毎年度赤字が発生する見通しとなっており、計画期間である10年間の間に赤字を解消するため、令和4年度、令和9年度にそれぞれ20%の料金改定をする想定をしている。

1.2 経営戦略改定の目的

総務省は「経営戦略策定・改定ガイドライン※」を示しており、毎年度の進捗管理と一定期間(3~5年毎)の成果について検証・評価することが求められている。これに基づき、経営戦略の改定を行い、より質の高い「経営戦略」とすることが要請されている。

また、『「経営戦略」の改定推進について※』においては、経営戦略の改定を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められている。

さらに、物価上昇や流域維持管理負担金単価の値上げ等により、経費が上昇することが予測される。

以上のことから、経営戦略(令和3年3月策定)の策定から3年経過した本町においても、事業進捗状況や社会情勢を踏まえた経営戦略の改定が必要である。

※平成31年3月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知

※令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知

2 事業環境の変化

2.1 人口及び汚水量（有収水量）の変化について

2.2 市野川流域維持管理負担金単価の改定について

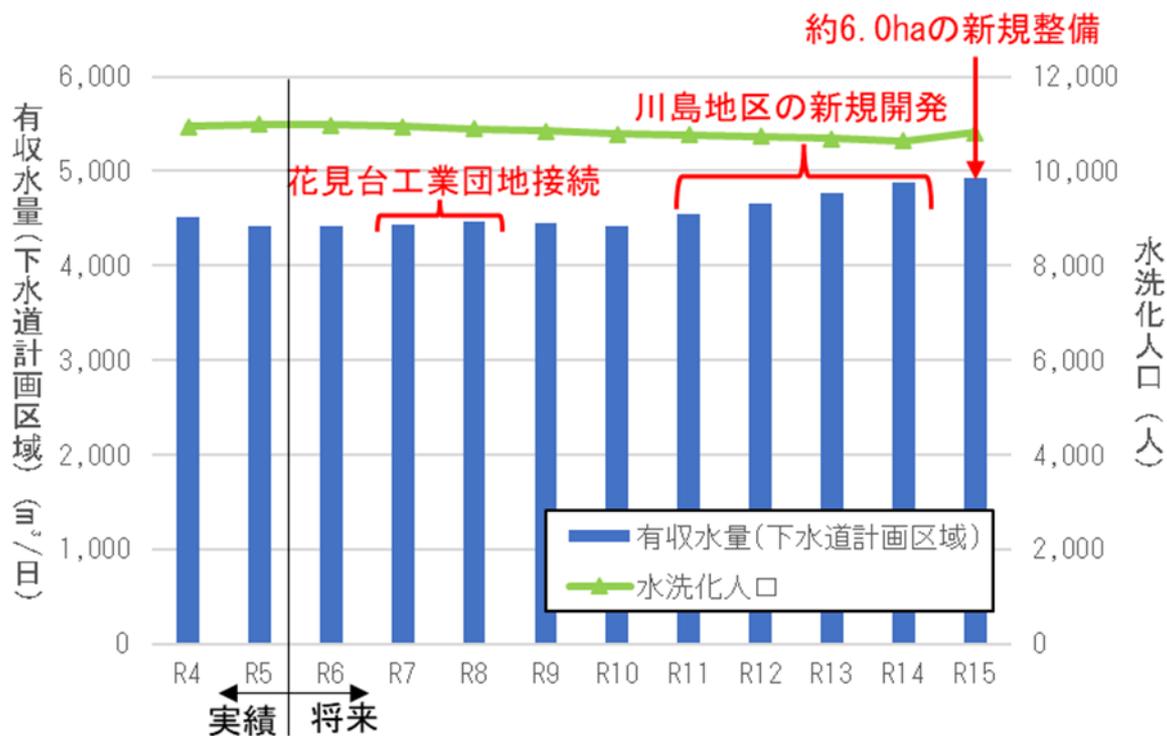
2.3 物価上昇等について

2.4 ストックマネジメント計画の必要性について

2.1 人口及び汚水量（有収水量）の変化について

(1) 公共下水道

R15に約6.0haの新規整備が行われ、水洗化人口が増加する見込み。また、R7～R8、R11～R14に行われる工業団地の接続及び新規開発により、有収水量が増加する。

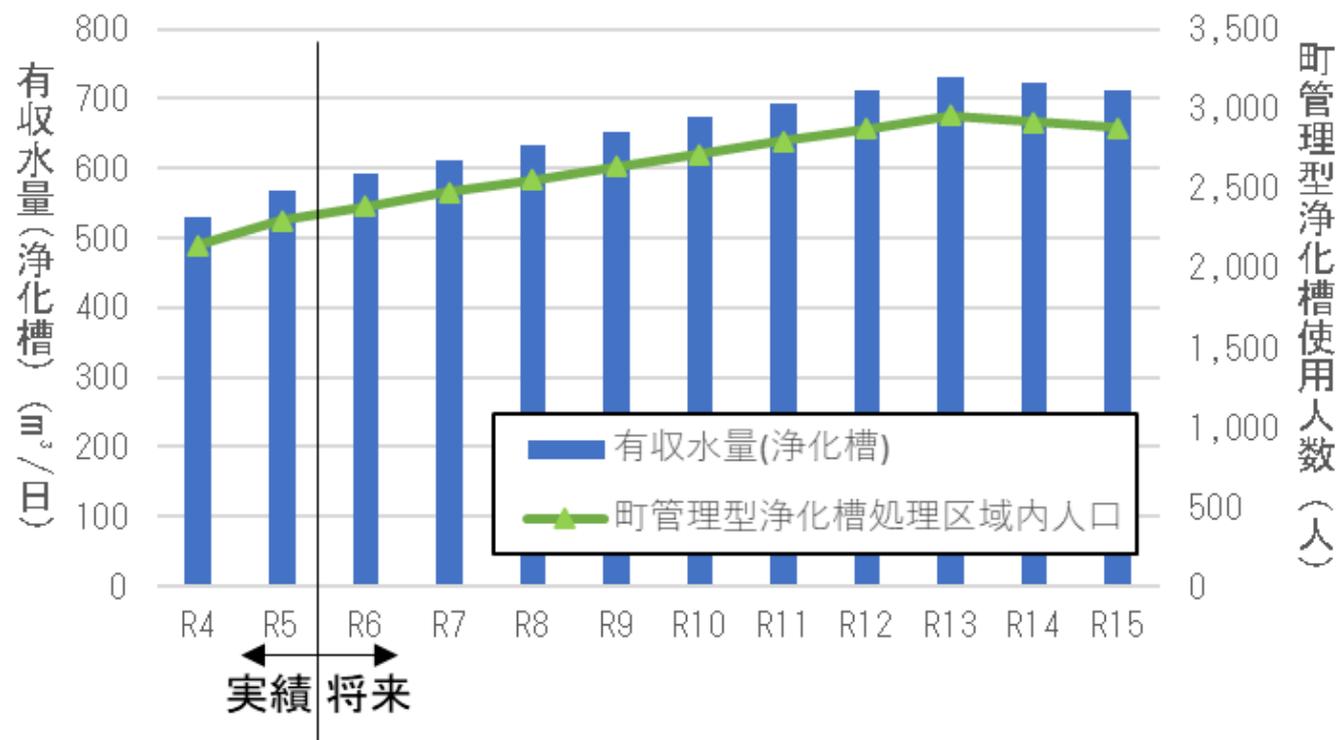


※汚水量の推移は有収水量と整合しているため、汚水量＝有収水量と想定している。

2.1 人口及び汚水量(有収水量)の変化について

(2)浄化槽

浄化槽整備事業により、令和13年度まで設置基数が増加する見込みである。これにより、人口と浄化槽の有収水量も併せて増加する。



2.2 市野川流域下水道維持管理負担金単価の改定について

嵐山町は町独自の処理場を所有しておらず、排出される汚水は市野川流域下水道を通して、市野川水循環センターで処理される。

市野川流域下水道事業では、

施設の老朽化や電気料金の値上げ及び物価高騰の影響による維持管理費の増加が予想されることから、流域も維持管理負担金を値上げする予定。

また、処理水量も減少傾向となっていることから、経営の健全性を確保し、下水道事業を安定的に継続していくため、令和8年度より約20%の料金改定を行う。

87円/m³ → **105円/m³ (約20%改定)**

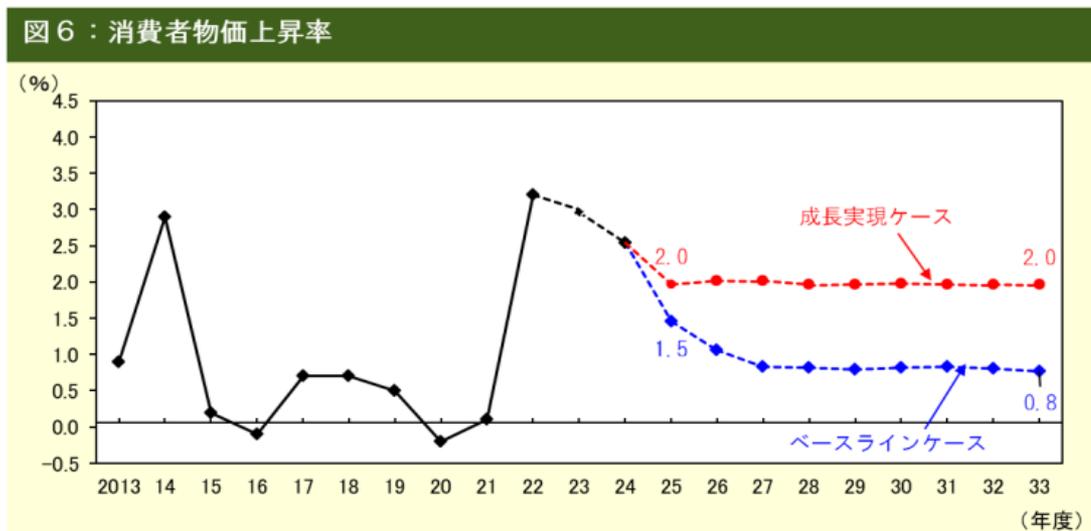
出典：町資料

2.3 物価上昇等について

近年、人件費や物価が高騰している状況である。

特に、物価上昇率は令和2年を除いて上昇しており、特に令和4~6年の上昇率が增大している。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
消費者物価指数(%)	0.7	0.5	-0.2	0.1	3.2	3.0	2.5

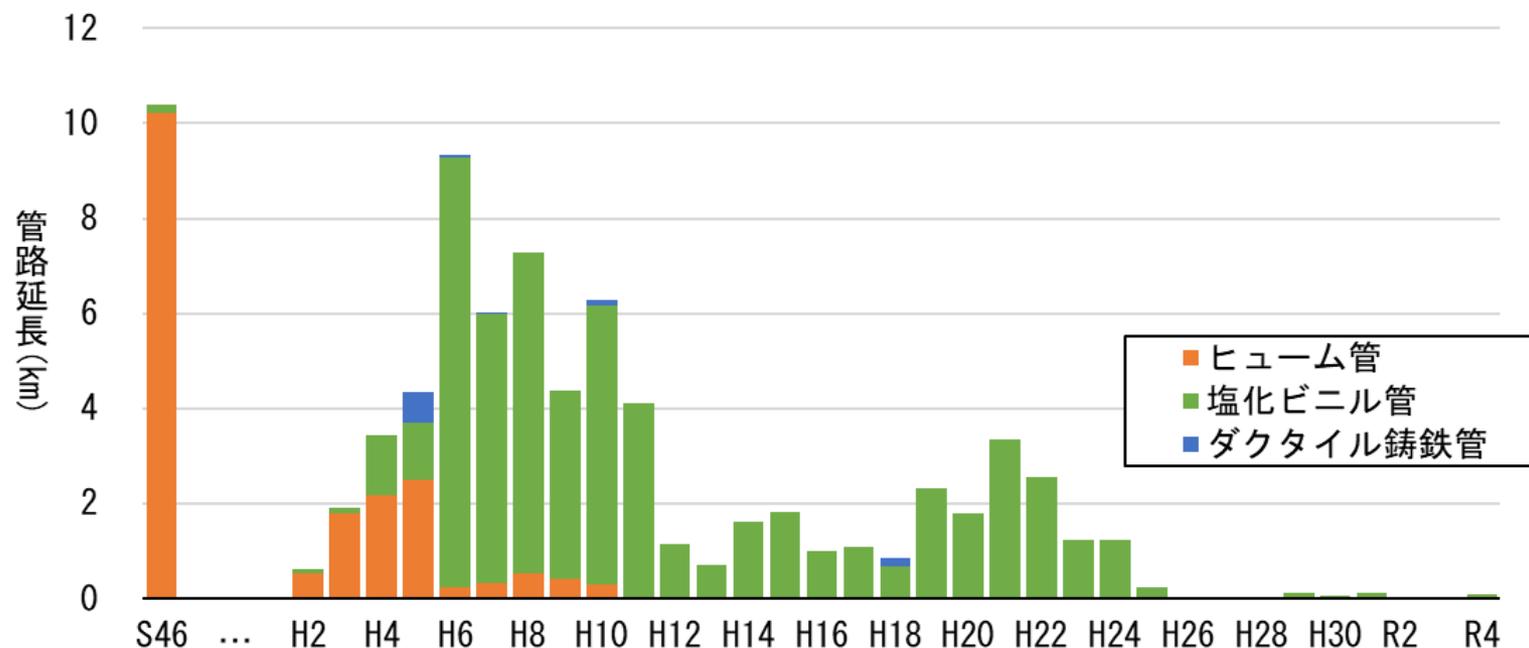


2.4 ストックマネジメント計画の必要性について

(1) 公共下水道

令和4年度の管路年度別台帳によると、昭和46年度に布設された管渠は耐用年数である50年を超えており、老朽化が進んでいる。およそ10kmほどの管渠の更新が必要な状態となっている。

嵐山町 年度別管種別管路延長

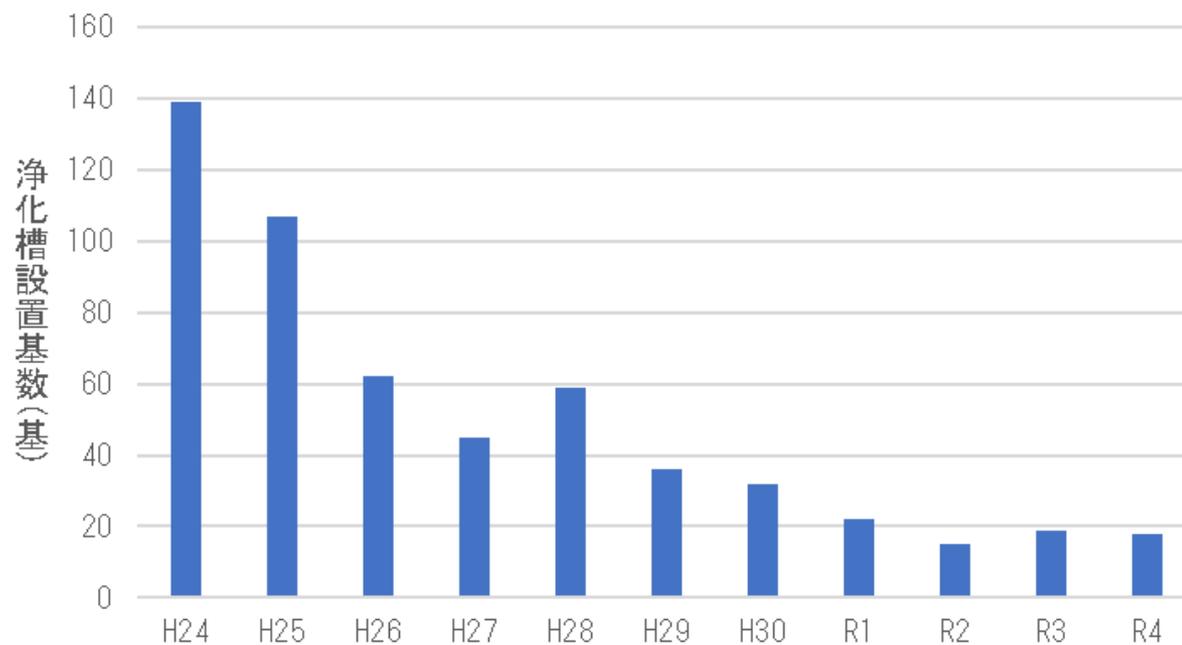


2.4 ストックマネジメント計画の必要性について

(2)浄化槽

浄化槽の耐用年数は30年であるため、過年度設置基数(町管理型)実績に応じて浄化槽を更新する必要がある。

町管理型浄化槽設置基数実績



※寄附浄化槽は除く

3 経営戦略（改定）について

3.1 有収水量及び料金収入の見通し

3.2 投資試算

3.3 財源試算

3.4 投資・財政計画

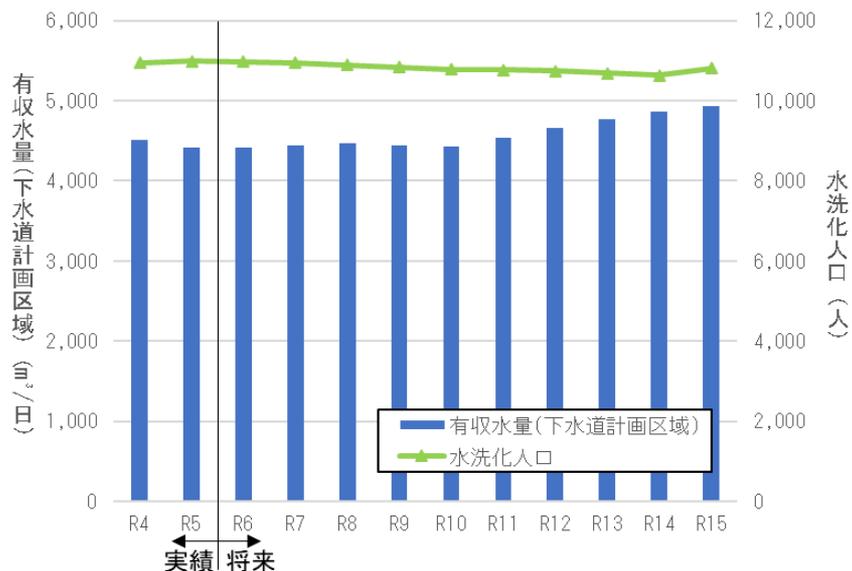
3.5 料金改定の必要性について

3.1 有収水量及び料金収入の見通し

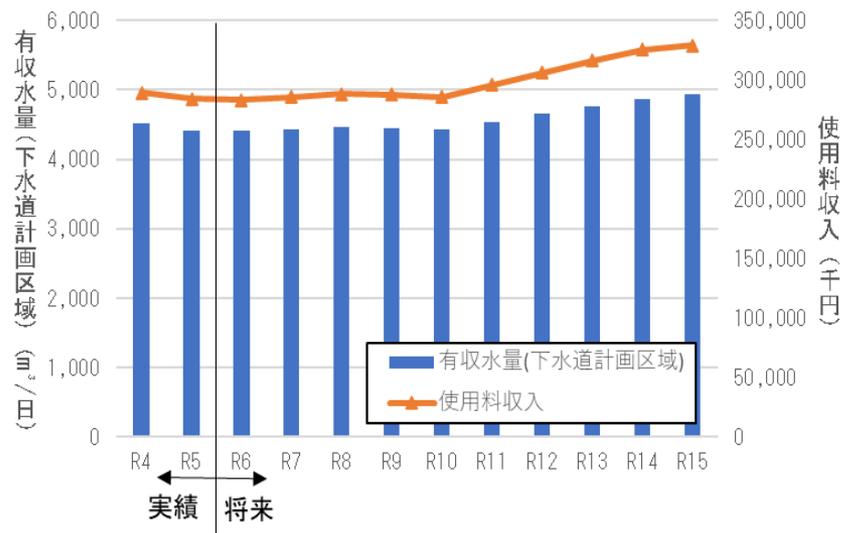
(1) 公共下水道

有収水量(下水道計画区域)の増加に伴い、使用料収入が増加する見込みである。

水洗化人口・有収水量の見通し



使用料収入の見通し



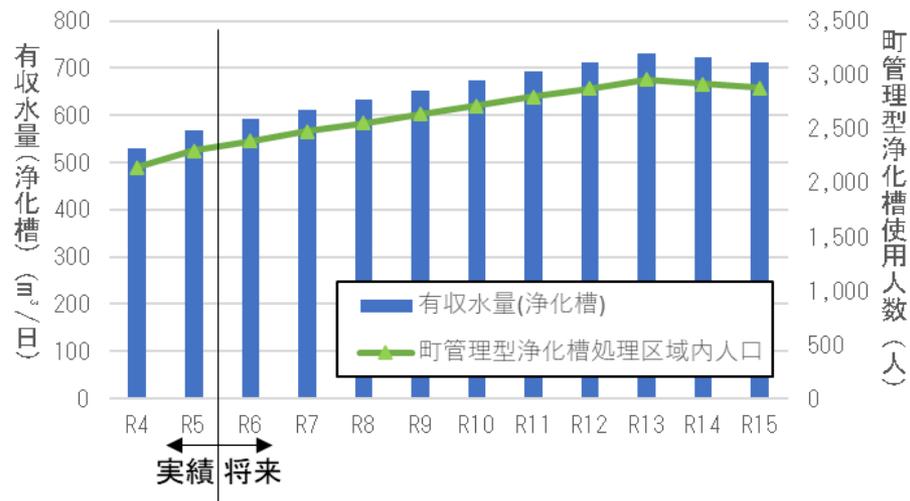
3.1 有収水量及び料金収入の見通し

(2)浄化槽

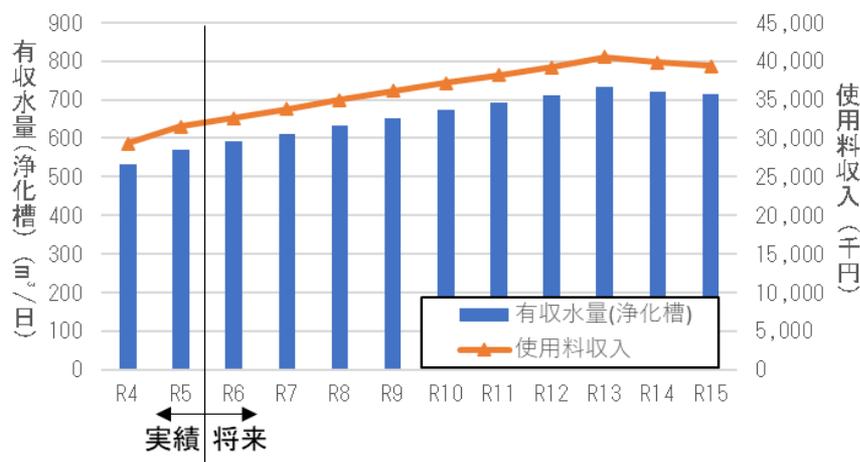
町管理型浄化槽使用人数の増加に伴い、有収水量は令和13年度まで増加傾向となる見込みである。また、有収水量の増加により、使用料収入も増加する見込みである。

町管理型浄化槽使用人口

- ・有収水量の見通し



使用料収入の見通し



3.2 投資試算

(1)事業費(公共下水道)

公共下水道事業における年度別の事業費は、町で計画している管渠改築事業費用、SM計画4条合計、新規開発事業費、及び流域建設負担金の合計である。

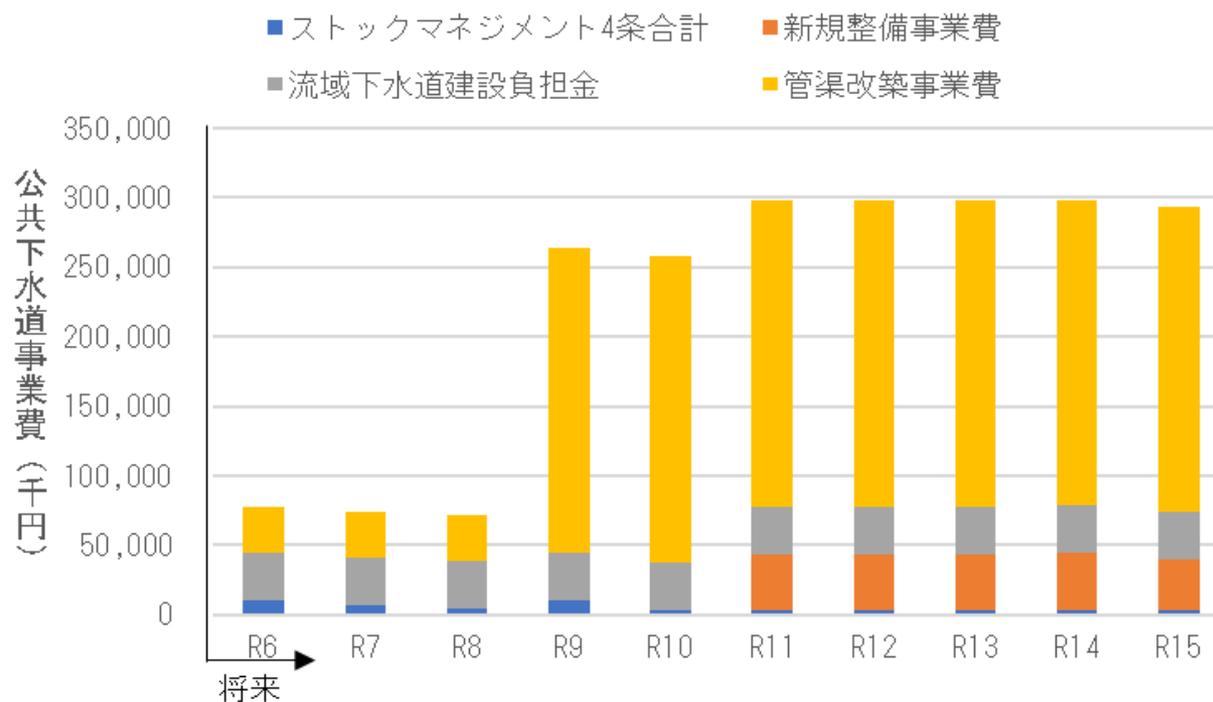


図1 公共下水道年度別事業費(税込)

3.2 投資試算（浄化槽）

(2)事業費(浄化槽)

浄化槽事業における年度別の事業費は、浄化槽更新費及び浄化槽新規設置事業費を見込んでいる。

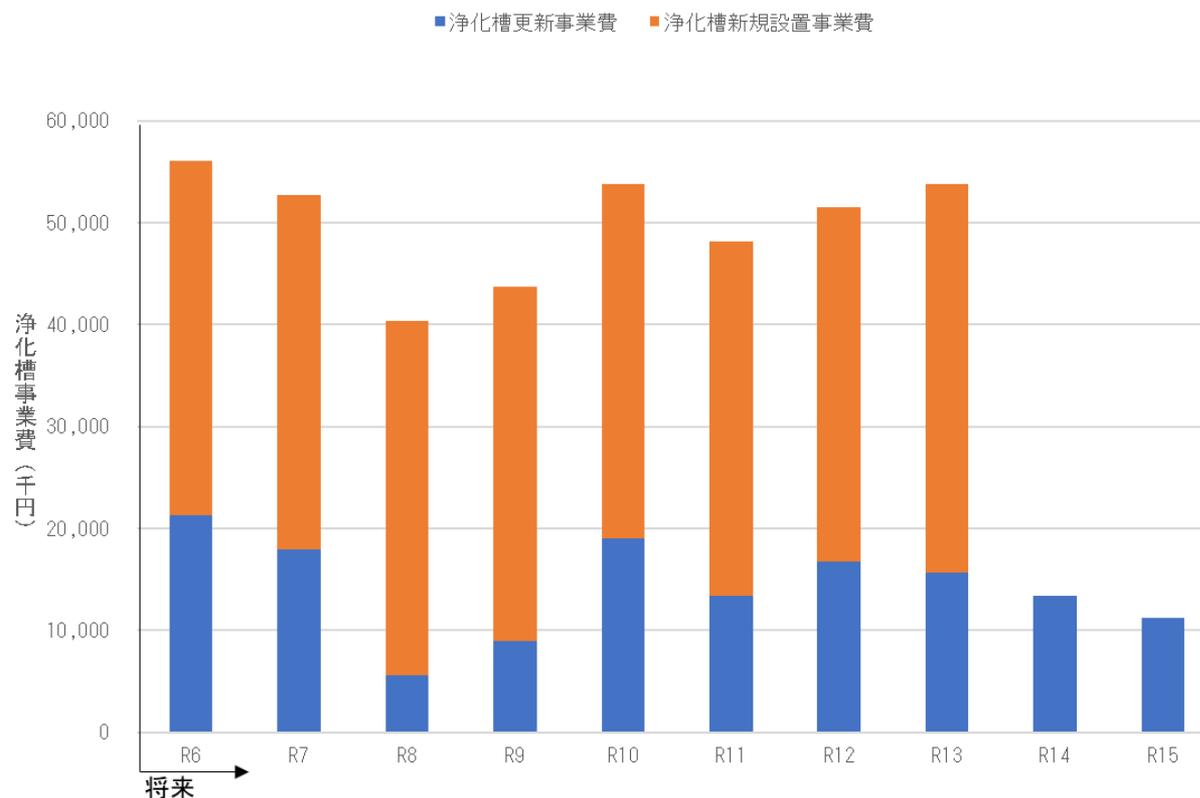


図2 浄化槽事業年度別事業費(税込)

3.2 投資試算

(3)概算工事費（減価償却費）の算定や動力費等の経費の算定

現在の社会情勢も踏まえて物価上昇を考慮し、令和5年度の予算では物価上昇を見込んで余裕率を設定している。また、公共下水道事業においては、流域維持管理負担金の値上げについて、今後予想される上昇分を見込んでいる。

表1 経費の算定

項目	算定方法
減価償却費	≫既存施設の減価償却費見通しと、新規施設にかかる減価償却費（計算結果）を加算した。（なお、負担金・補助金を受けて整備する施設については、減価償却費のうち出資金等に相当する額を、長期前受金戻入として計上する。）
支払利息	≫既存の支払利息と、新規施設にかかる起債償還額（計算結果）を加算した。
流域維持管理負担金	≫今後予想される上昇分を20%見込んだ。
その他	≫その他の費用は、直近の実績5年平均もしくは最新予算（一定）とする。
物価上昇	≫予算値で見込まれている余裕率を物価上昇率として見込んだ

3.3 財源試算

(1) 公共下水道

1) 国庫補助金

公共下水道事業費（流域建設負担金を除く）の50%を見込む。

2) 企業債

公共下水道事業費の45%を見込む。流域建設負担金 に関しては、100%を見込む。

3) 受益者負担金

過年度実績から、新規整備分の約3%を見込む。

4) 他会計繰入金

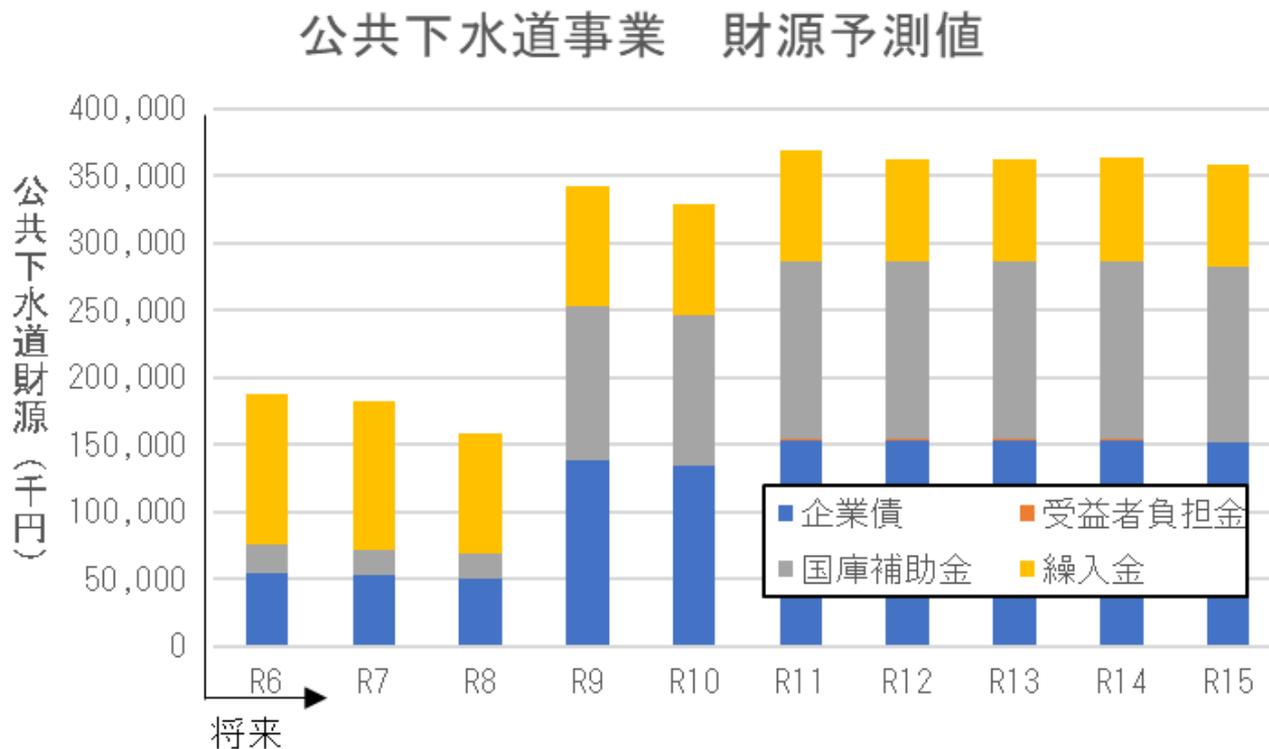
過年度実績から、繰入金予定額の約80%を下水道事業とする。このうち、資本的収支(4条予算)に約73%、収益的収支(3条予算)に約27%を分配する。

3.3 財源試算

(1)公共下水道

5)将来予測結果

令和9年度から、**年2億円**規模の管路の更新事業が予定されているため、企業債、及び国庫補助金額が大幅に増加する。



3.3 財源試算

(2)浄化槽

1) 国庫補助金

過年度実績より、浄化槽事業費の約35%を見込む。

2) 県補助金

過年度実績より、浄化槽事業費の約13%を見込む

3) 企業債

過年度実績より、浄化槽事業費の約35%を見込む。

4) 受益者分担金

過年度実績より、新規整備分の約8%を見込む。

5) 他会計繰入金

過年度実績から、繰入金予定額の約20%を浄化槽事業とする。このうち、資本的収支(4条予算)に20%、収益的収支(3条予算)に80%を分配する。

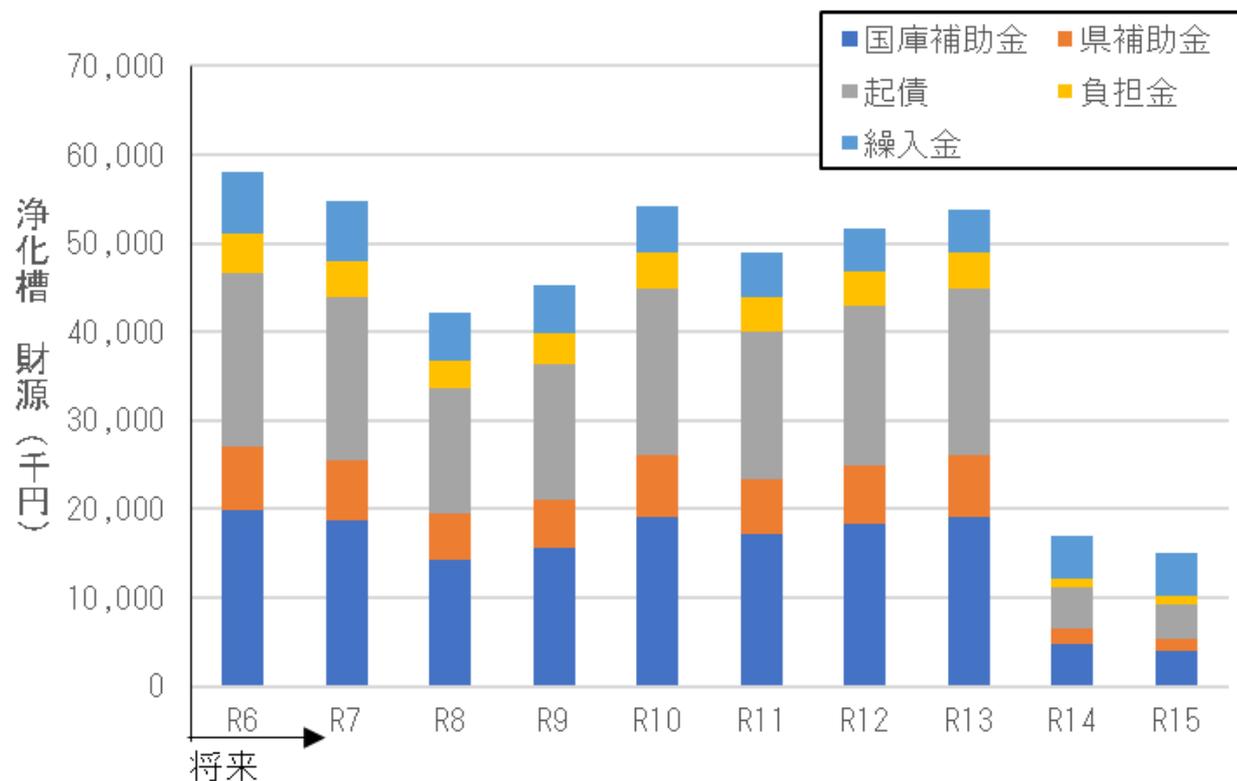
3.3 財源試算

(2)浄化槽

6)将来予測結果

令和14年度以降は、新規設置浄化槽が0基と想定するため、浄化槽新規設置に対する国庫補助金や起債額は発生しないことから財源は減少する。

浄化槽事業 財源予測値

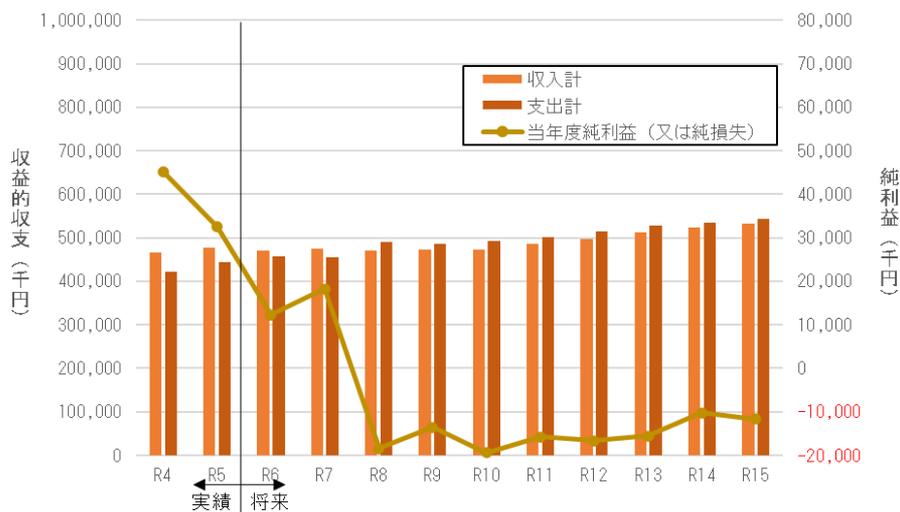


3.4 投資・財政計画（公共下水道・浄化槽）

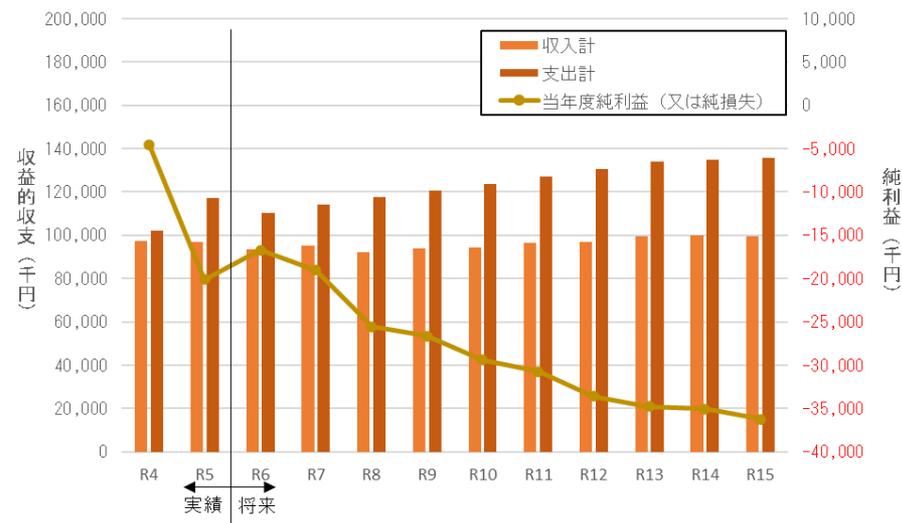
(1) 収益的収支の見通し

公共下水道事業は管路の更新、流域維持管理負担金の増加等により赤字となる。一方、浄化槽事業は、委託費等の増加により、赤字が増加する見込みである。

収益的収支（公共下水道）



収益的収支（浄化槽）



3.4 投資・財政計画（公共下水道・浄化槽）

(2)内部留保資金の見通し

内部留保資金は、内部留保資金確保目標額を一つの基準としている。

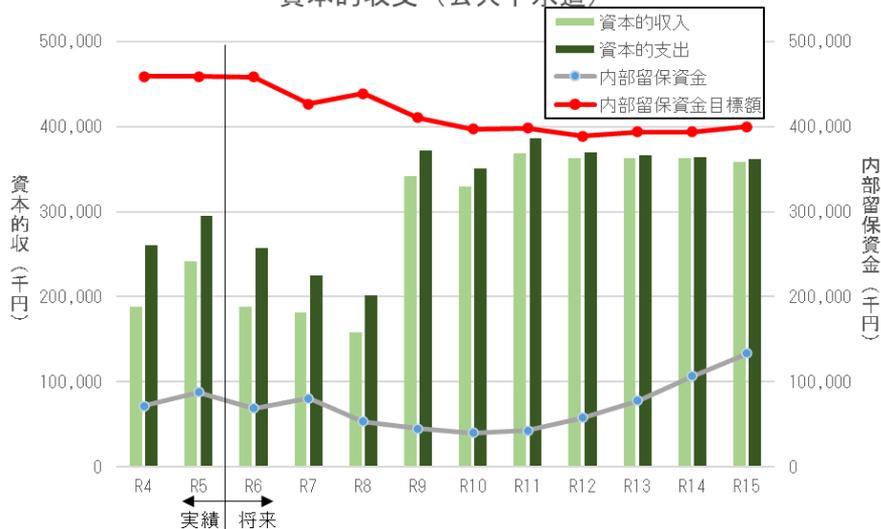
内部留保資金確保目標額とは、平常時の事業運営において確保しておくべき資金である。

内部留保資金 = (減価償却費を除いた収益的支出(1年分) + 企業債償還金(1年分))

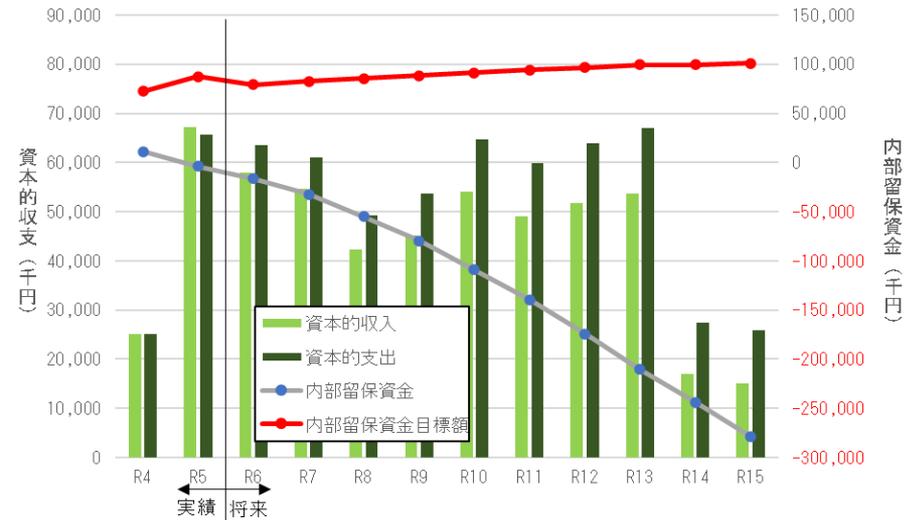
公共下水道事業の内部留保資金は、計画目標期間で常に黒字を確保できているが、目標額を達成しなかった。

浄化槽事業の内部留保資金は、純利益の継続的な減少を受け、赤字額が増加する結果となった。

資本的収支（公共下水道）



資本的収支（浄化槽）



3.4 投資・財政計画

(3)経費回収率の見通し

下水道事業における経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。経費回収率は以下の算定式によって算定される。

経費回収率算定式

算出式（法適用企業）
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$

出典：経営指標の概要（総務省）

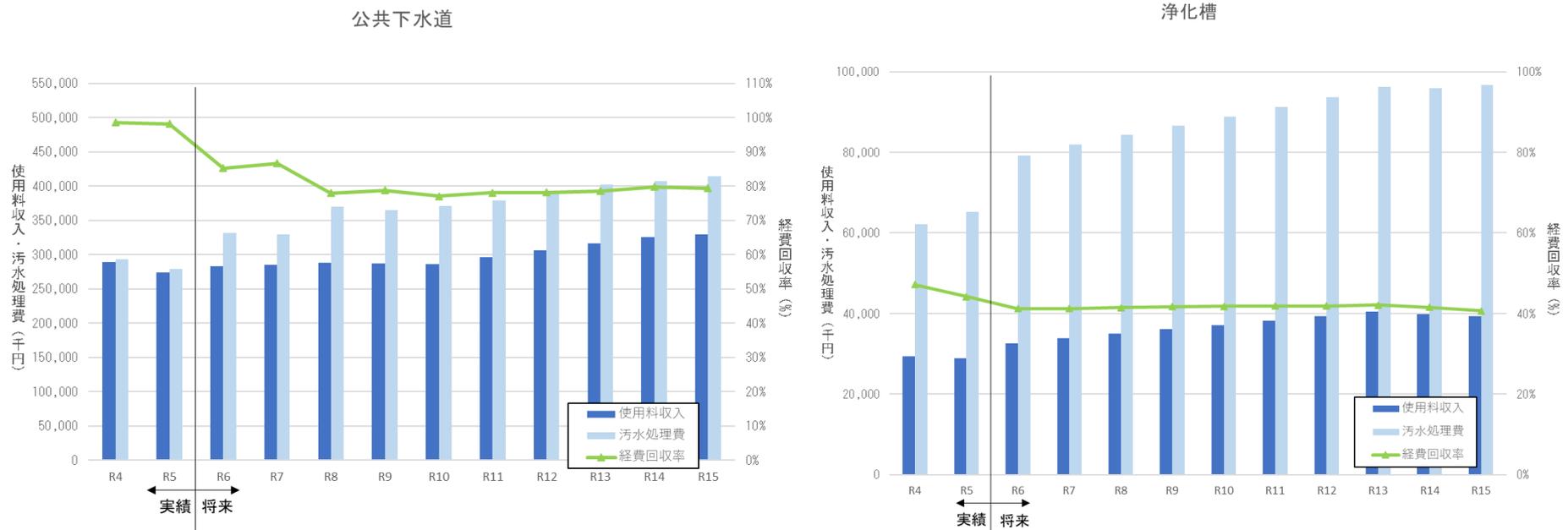
経費回収率は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

3.4 投資・財政計画（公共下水道・浄化槽）

(3)経費回収率の見通し

公共下水道事業の経費回収率は、委託費、減価償却費等の増加や、令和8年度に行われる流域維持管理負担金単価の値上げ等により、**80%**前後で推移する予測となった。

浄化槽事業の経費回収率は、委託費、減価償却費等の増加により、経費回収率は**40%**前後で推移する予測となった。



3.4 投資・財政計画

(4)まとめ

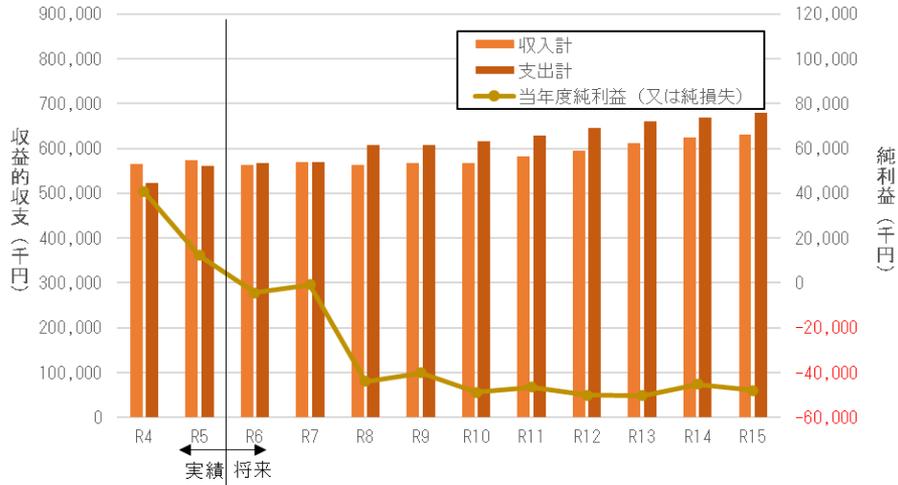
1)収益的収支の見通し

公共下水道・浄化槽事業を合算した際の収益的収支は、令和6年度より、純利益が赤字に転じ、令和15年度まで赤字が継続する結果となった。

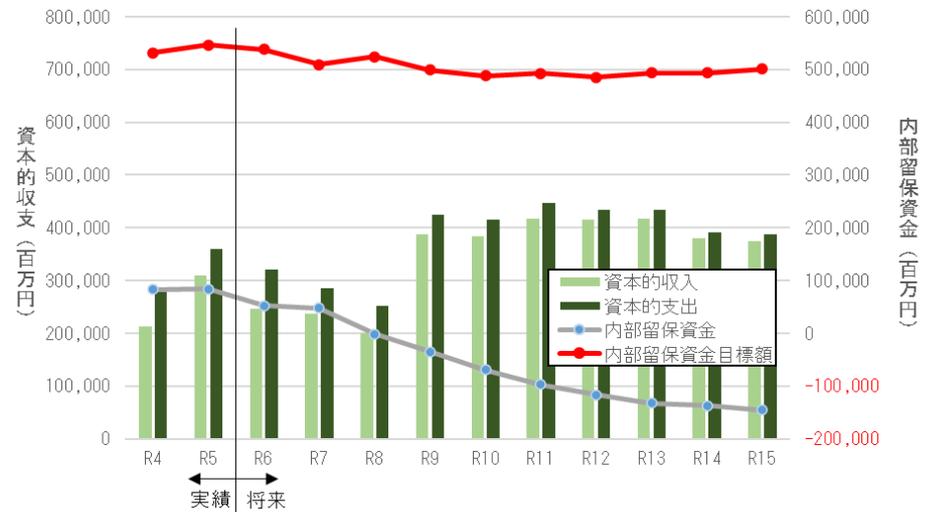
2)内部留保資金の見通し

公共下水道・浄化槽事業を合算した際の内部留保資金は、令和8年度より、内部留保資金は赤字に転じ、令和15年度まで赤字額は増加する結果となった。

収益的収支（まとめ）



資本的収支（まとめ）



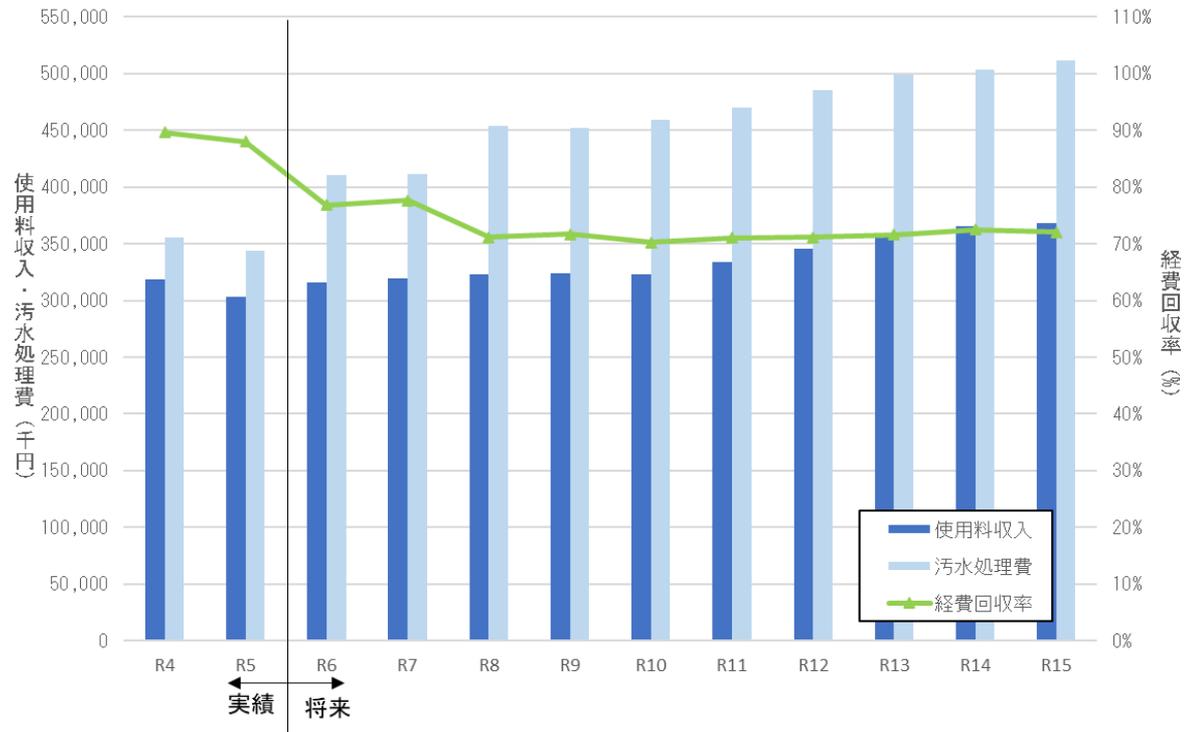
3.4 投資・財政計画

(4)まとめ

3)経費回収率の見通し

委託費や減価償却費の増加、令和8年度に行われる流域維持管理負担金単価の値上げにより、令和6年度以降の経費回収率は大幅に減少し、75%前後で推移する予測となった。

まとめ



3.5 料金改定の必要性について

- ・ 流域維持管理負担金単価が令和8年度に改定
- ・ 公共下水道・浄化槽事業の合算純利益が令和6年度より赤字
- ・ 経費回収率未達成（目標：100%）
- ・ 内部留保資金目標額未達成（目標：100%）

⇒ 料金改定が必要

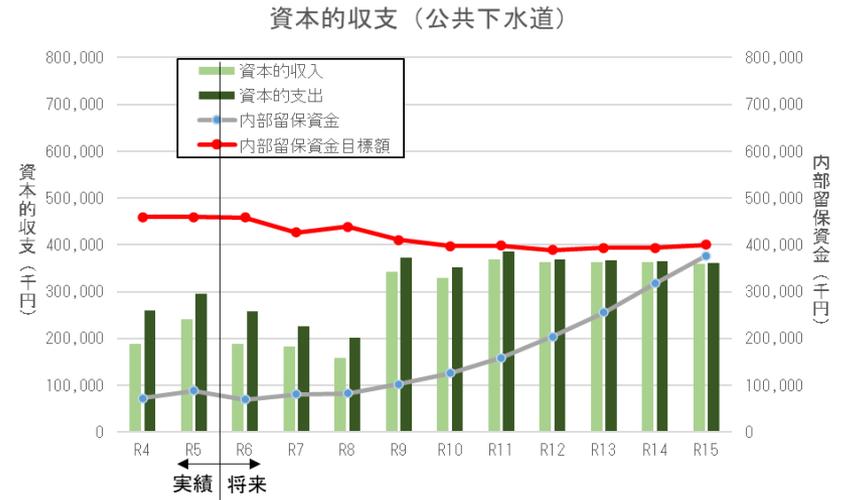
3.5 料金改定の必要性について

(1) 公共下水道：10%

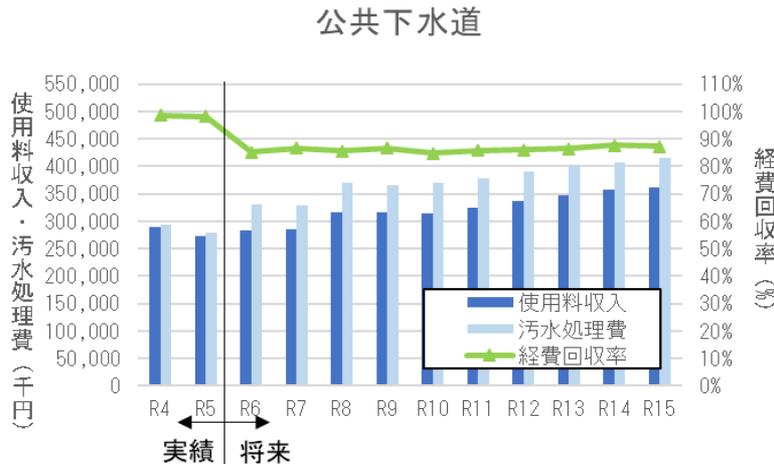
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益

計画期間内で黒字を確保。R15時点では **21,243千円**の黒字となる見込み。

2) 内部留保資金

計画期間内で黒字を確保。目標額には達しないが、R15時点で**377,709千円**確保できる見込み。

3) 経費回収率

概ね**85%~90%**の間で推移する。

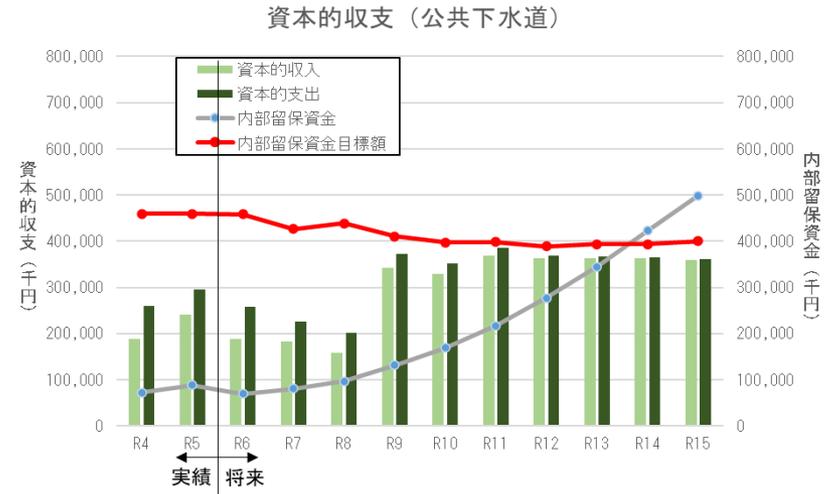
3.5 料金改定の必要性について

(1) 公共下水道：15%

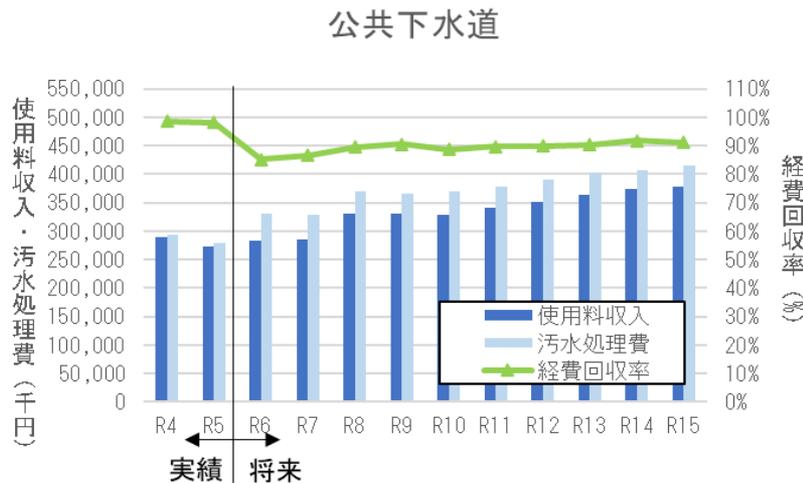
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益

料金改定を行ったR8年度以降、常に黒字を確保。R15時点では**37,696千円**の黒字となる見込み。

2) 内部留保資金

計画期間内で黒字を確保。目標額にはR14に達し、R15時点で**498,696千円**確保できる見込み。

3) 経費回収率

概ね**90%**の間で推移する。

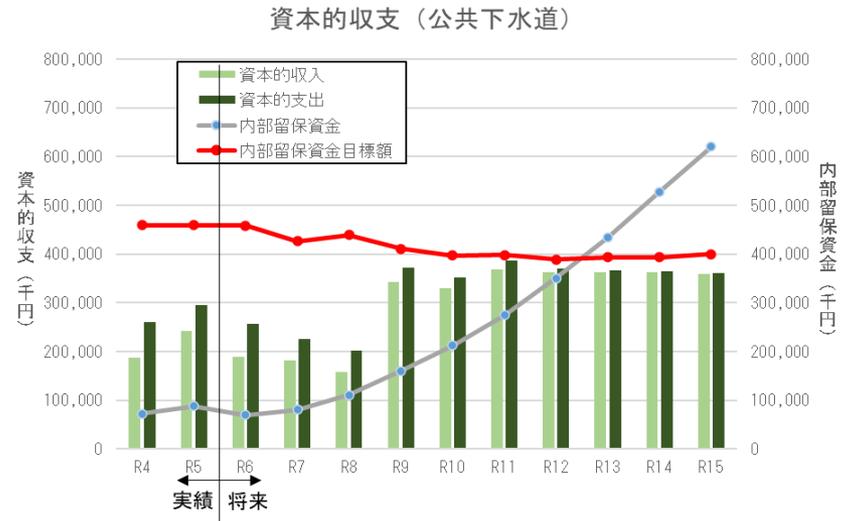
3.5 料金改定の必要性について

(1) 公共下水道：20%

1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益

計画期間内で黒字を確保。R15時点では**54,149千円**の黒字となる見込み。

2) 内部留保資金

計画期間内で黒字を確保。目標額にはR13に達し、R15時点で**620,385千円**確保できる見込み。

3) 経費回収率

概ね**95%**の間で推移する。

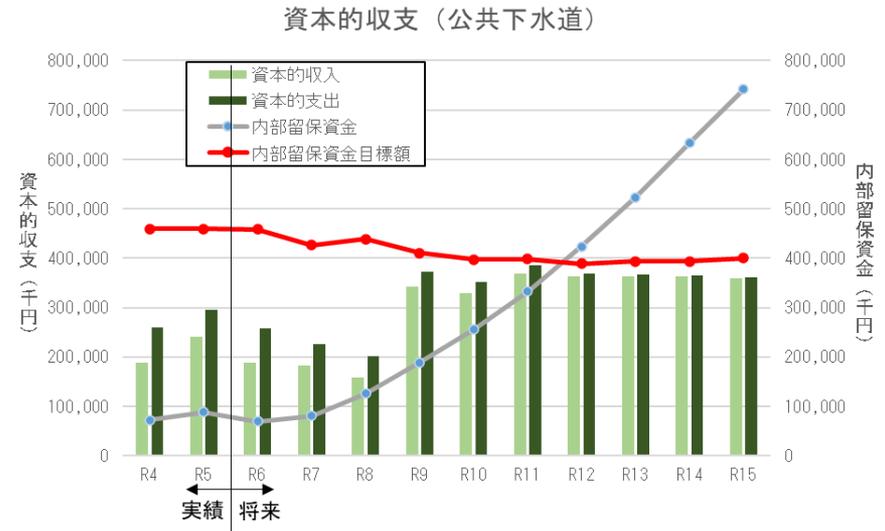
3.5 料金改定の必要性について

(1) 公共下水道：25%

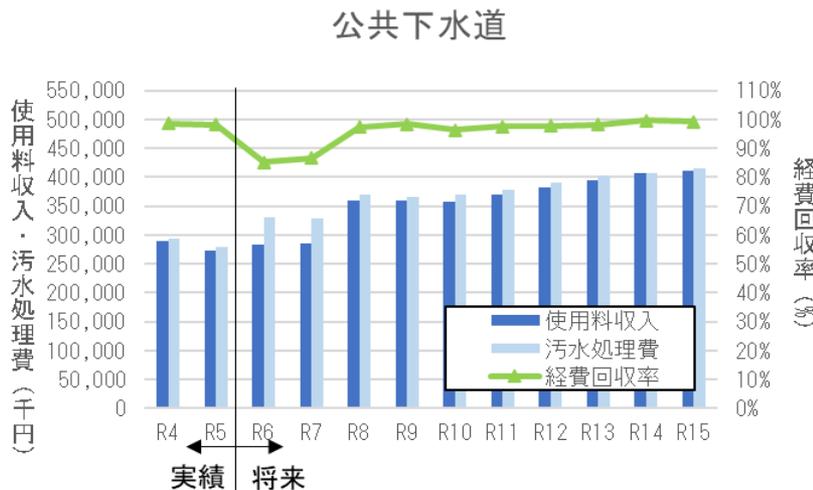
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益
料金改定が行われたR8以降、黒字を確保。R15時点では**70,619千円**の黒字となる見込み。

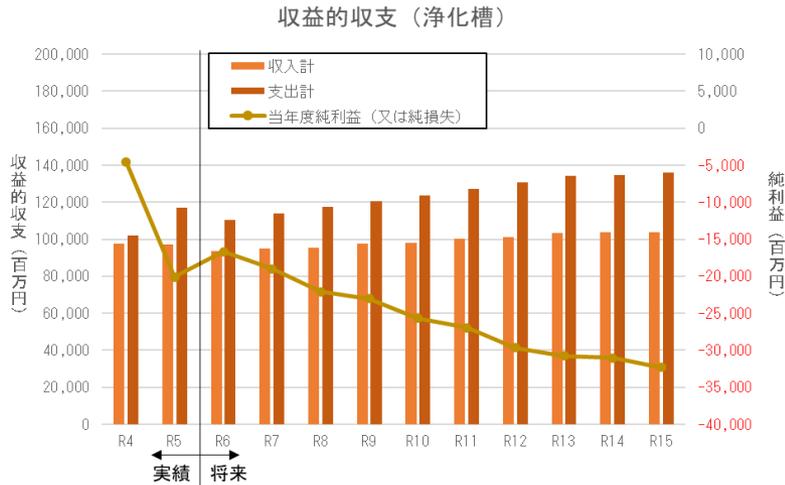
2) 内部留保資金
計画期間内で黒字を確保。目標額にR12に達し、R15時点で**742,195千円**確保できる見込み。

3) 経費回収率
概ね**100%**の間で推移する。

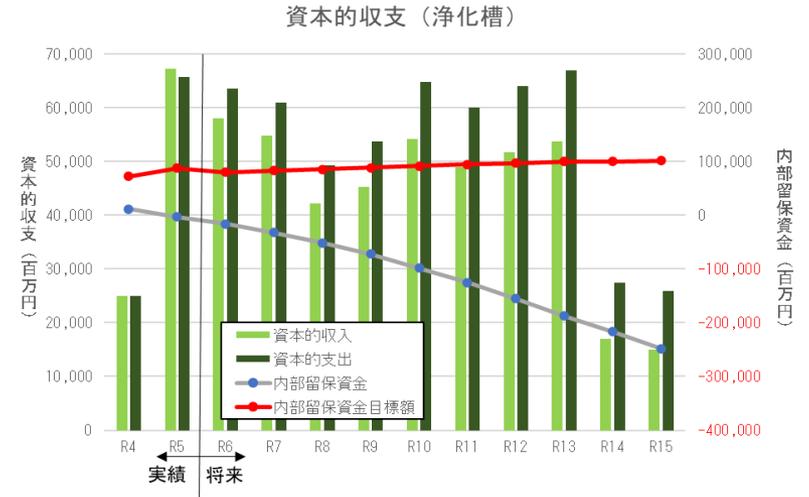
3.5 料金改定の必要性について

(2) 浄化槽：10%

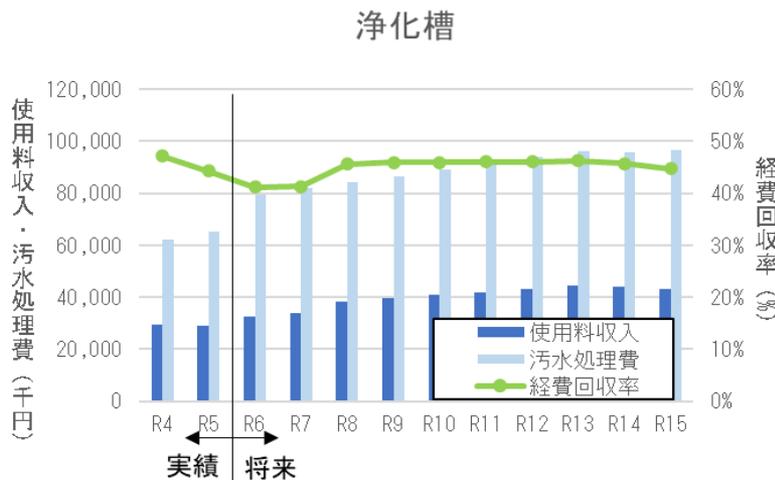
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益
 料金改定を行ったR8年度以降、常に赤字。R15時点では**32,287千円**の赤字となる見込み。

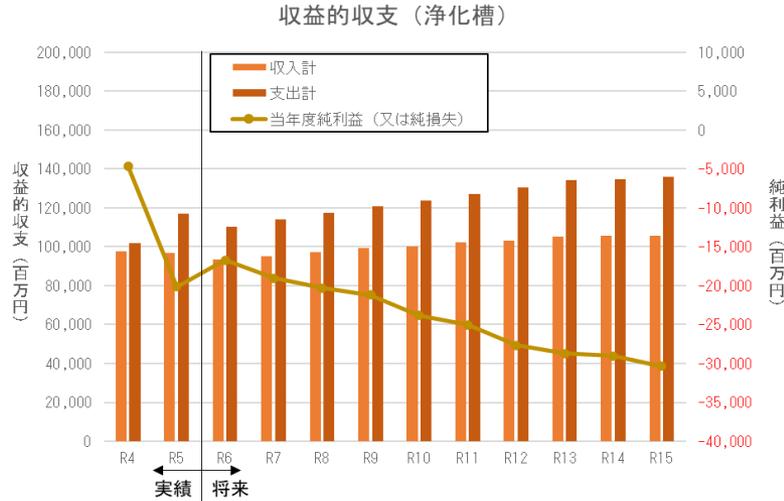
2) 内部留保資金
 計画期間内では常に赤字。R15時点で**248,139千円**の赤字となる見込み。

3) 経費回収率
 概ね**45%**の間で推移する。

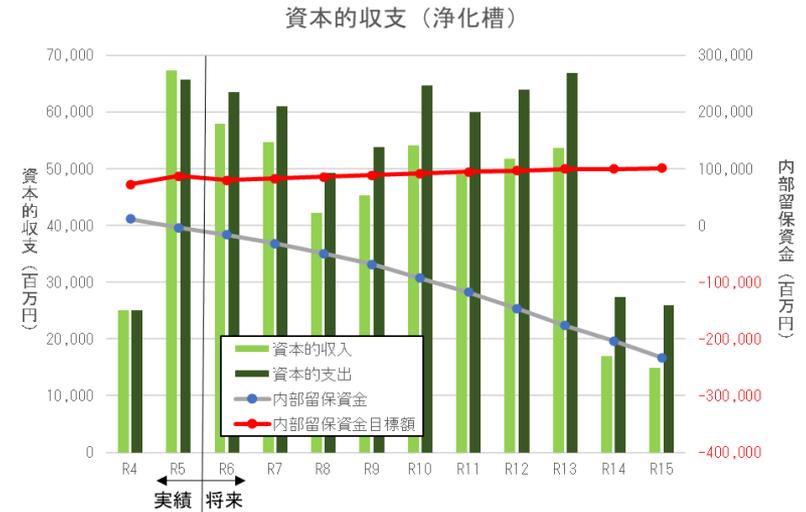
3.5 料金改定の必要性について

(2) 浄化槽：15%

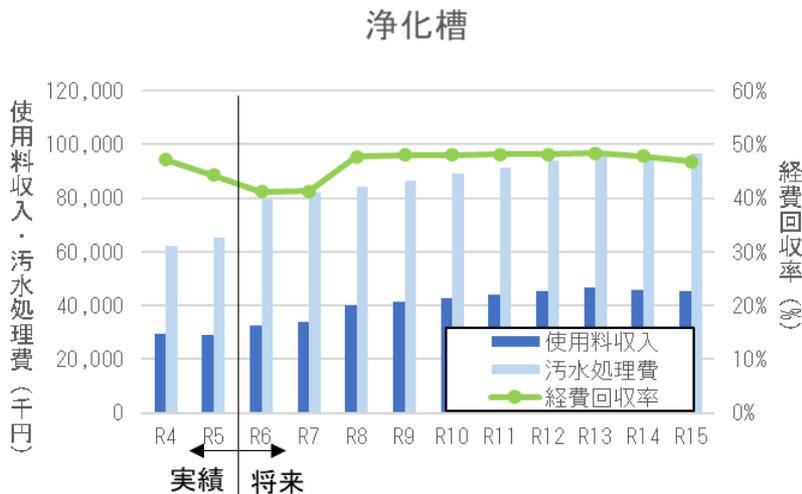
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益

料金改定を行ったR8以降、常に赤字。
R15時点では**30,319千円**の赤字となる見込み。

2) 内部留保資金

計画期間内で常に赤字。R15時点で
232,872千円の赤字となる見込み。

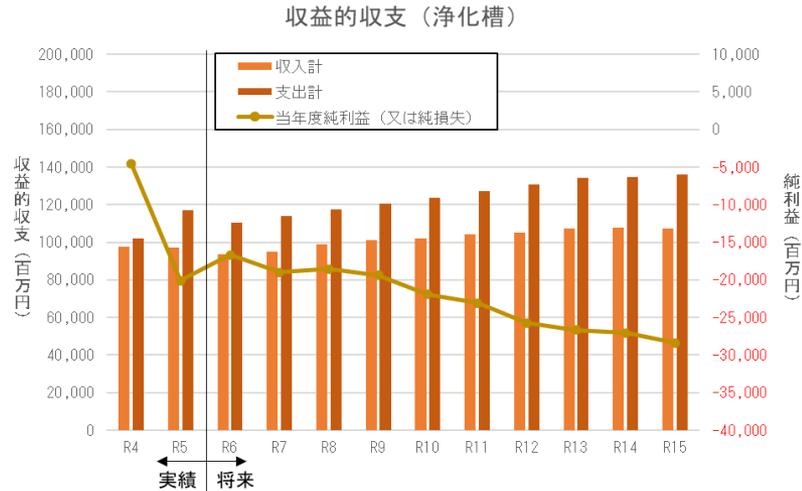
3) 経費回収率

概ね**45%~50%**の間で推移する。

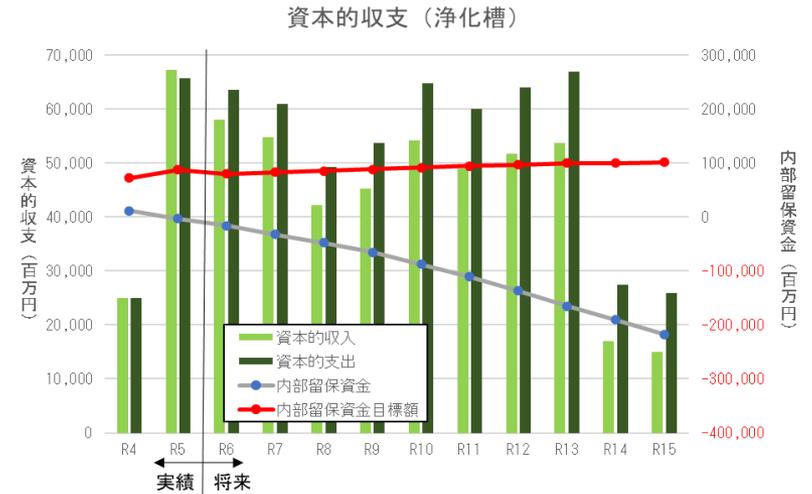
3.5 料金改定の必要性について

(2) 浄化槽：20%

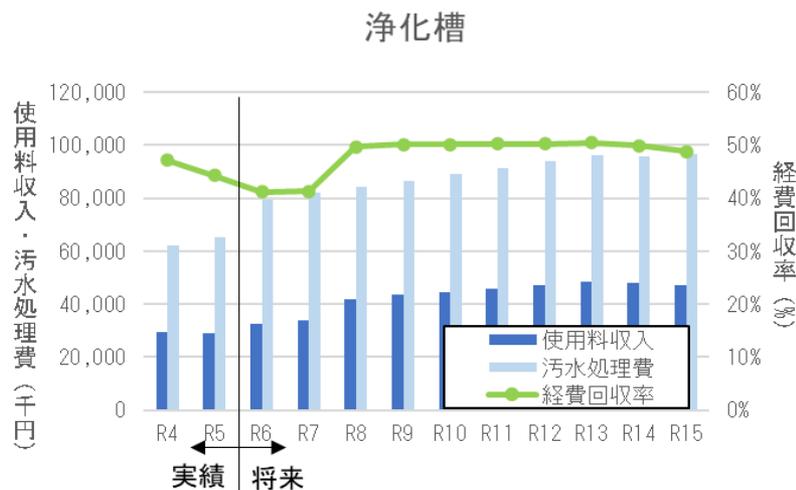
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益
料金改定を行ったR8以降、常に赤字。R15時点では**28,352千円**の赤字となる見込み。

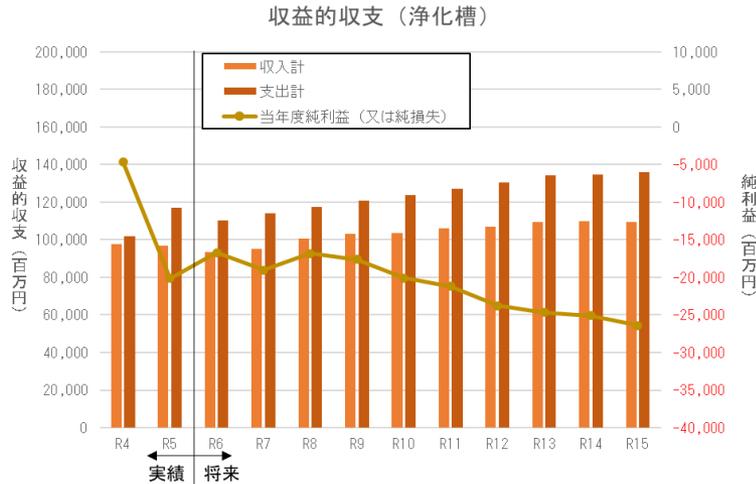
2) 内部留保資金
計画期間内で常に赤字。R15時点で**217,604千円**の赤字となる見込み。

3) 経費回収率
概ね**50%付近**で推移する。

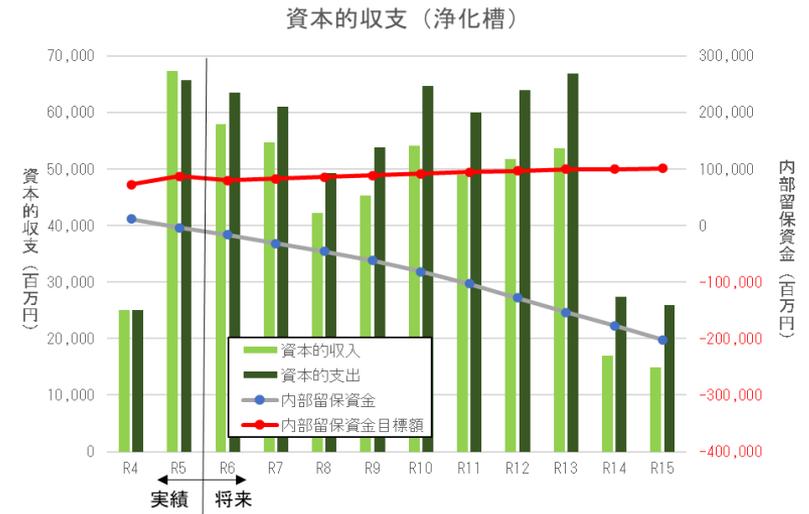
3.5 料金改定の必要性について

(2) 浄化槽：25%

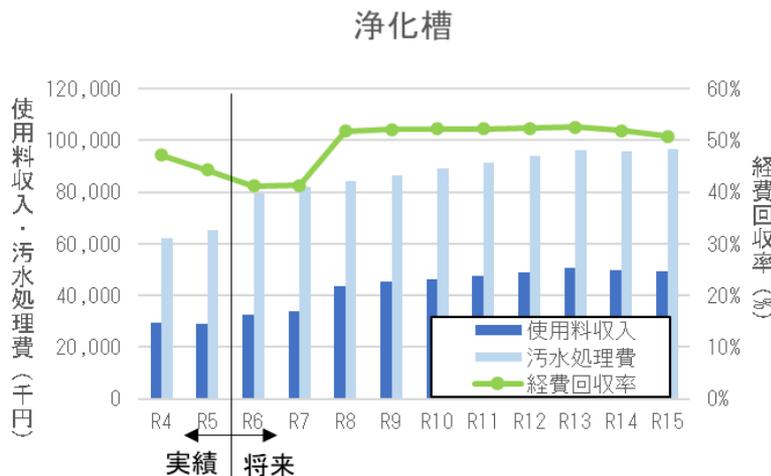
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益
料金改定が行われたR8以降、常に赤字。R15時点では**26,382千円**の赤字となる見込み。

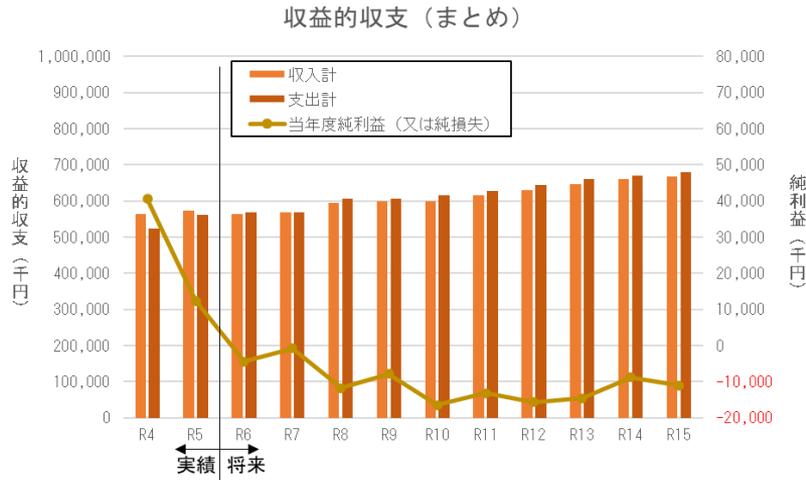
2) 内部留保資金
計画期間内で常に赤字。R15時点で**202,317千円**の赤字となる見込み。

3) 経費回収率
概ね**50%付近**で推移する。

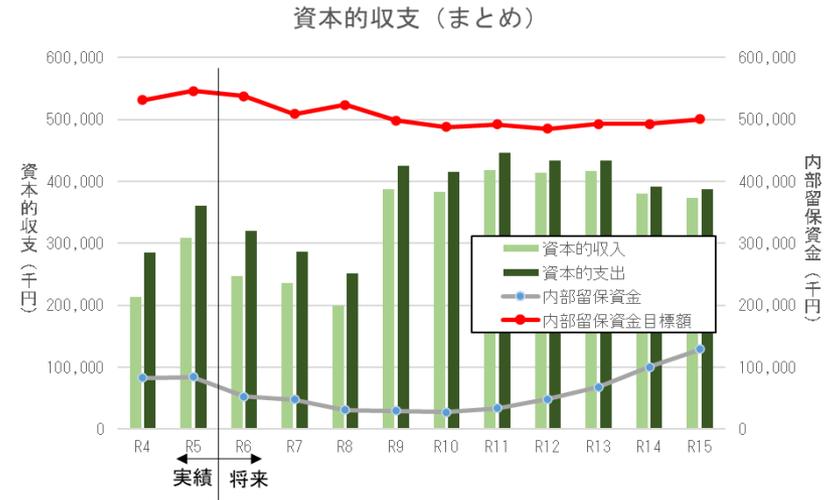
3.5 料金改定の必要性について

(3) まとめ：10%

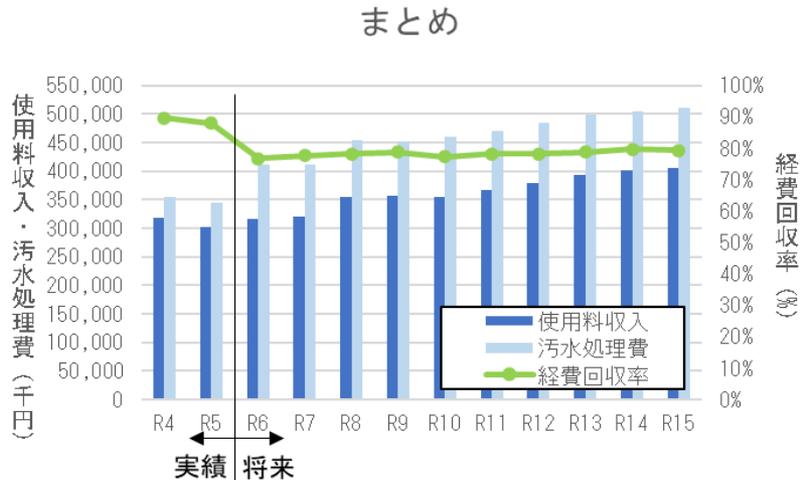
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益

料金改定を行ったR8以降も赤字で推移。R15時点では**21,243千円**の黒字となる見込み。

2) 内部留保資金

計画期間内で黒字を確保。目標額には達しないが、R15時点で**128,870千円**確保できる見込み。

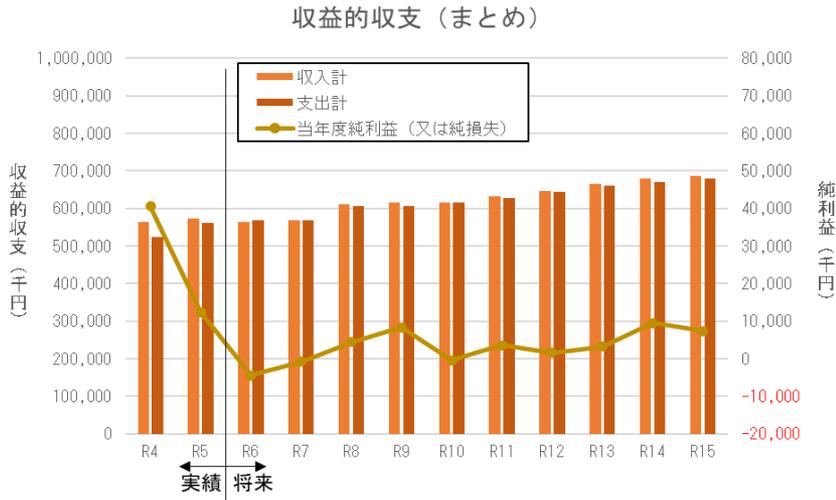
3) 経費回収率

概ね**75%~80%**の間で推移する。

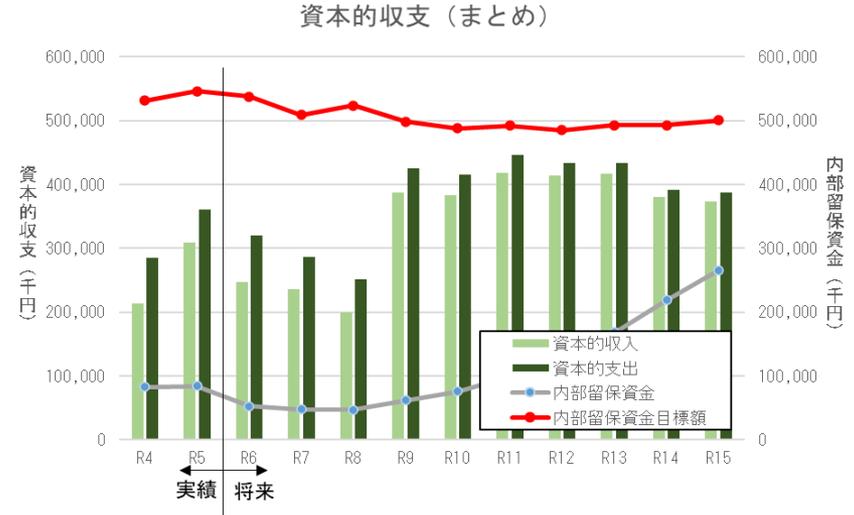
3.5 料金改定の必要性について

(3) まとめ：15%

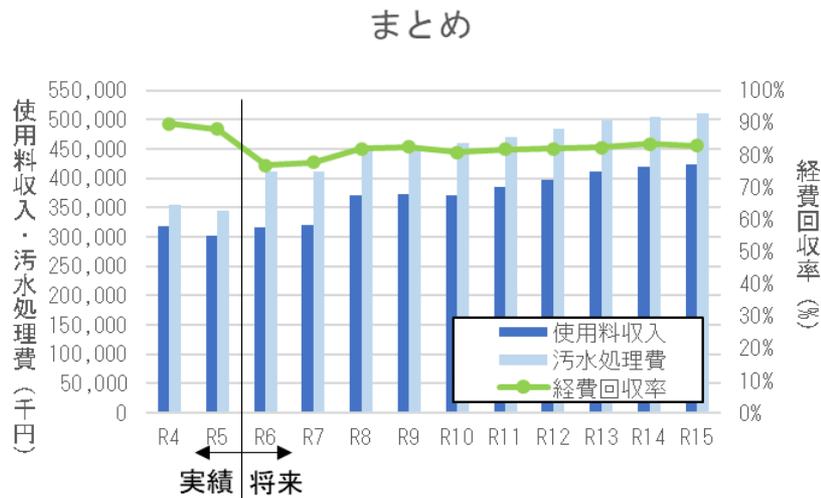
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益

料金改定を行ったR8以降、R10だけ赤字となるが、その他の年度については黒字を確保している。R15時点では7,377千円の黒字となる見込み。

2) 内部留保資金

計画期間内で黒字を確保。目標額には達しないが、R15時点で265,825千円確保できる見込み。

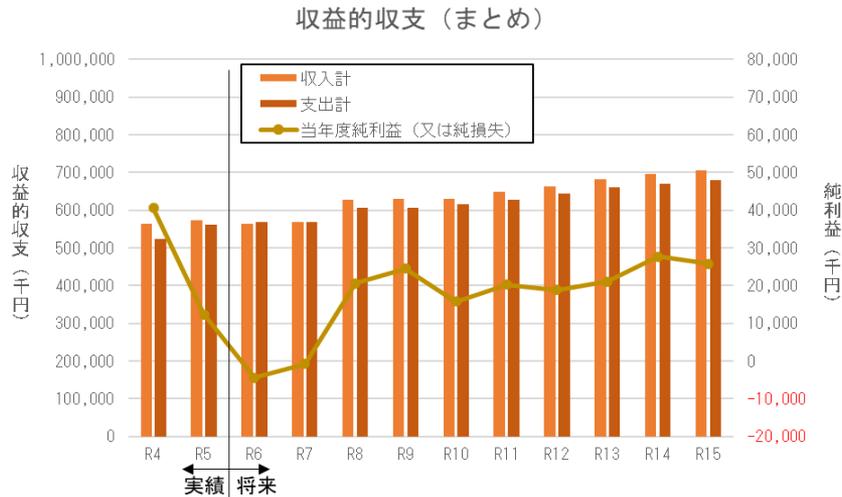
3) 経費回収率

概ね80%付近で推移する。

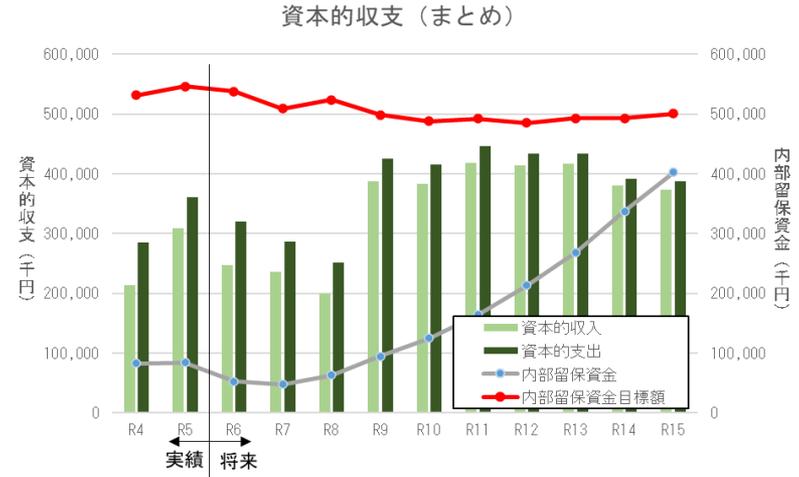
3.5 料金改定の必要性について

(3) まとめ：20%

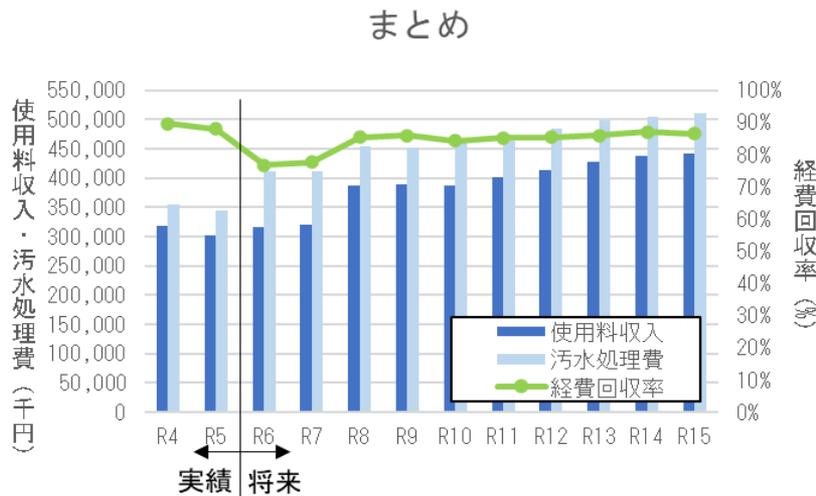
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益
料金改定が行われたR8以降、黒字を確保。R15時点では**25,797千円**の黒字となる見込み。

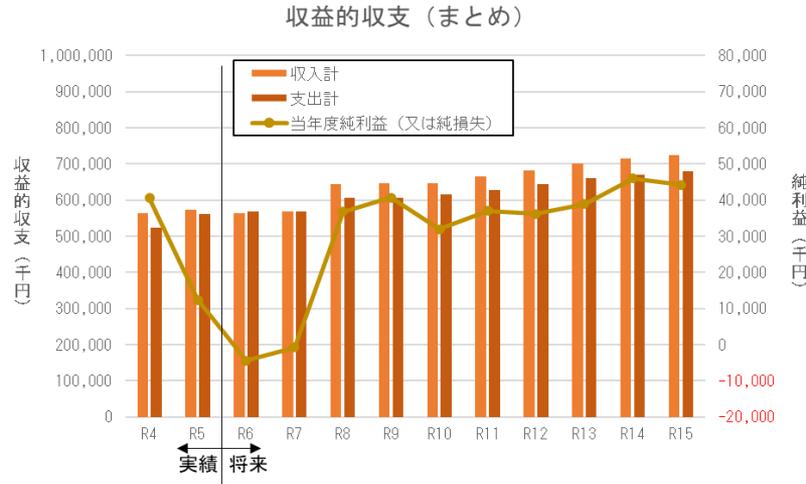
2) 内部留保資金
計画期間内で黒字を確保。目標額には達しないが、R15時点で**402,780千円**確保できる見込み

3) 経費回収率
概ね**85%**の間で推移する。

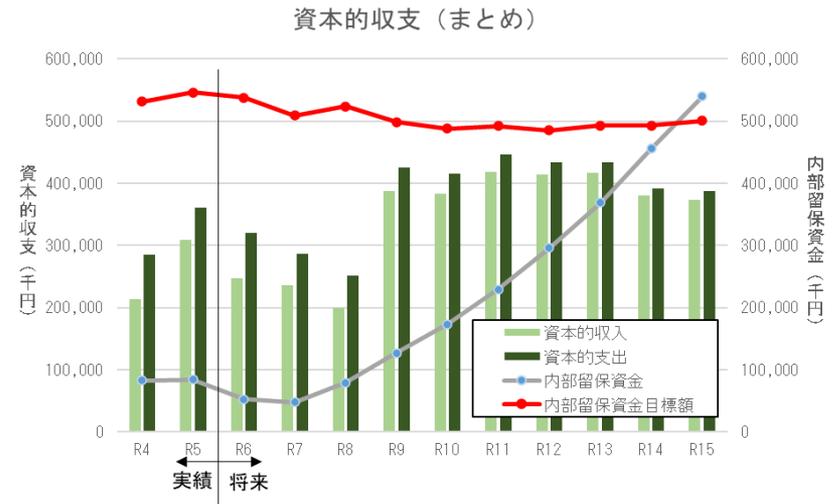
3.5 料金改定の必要性について

(3) まとめ：25%

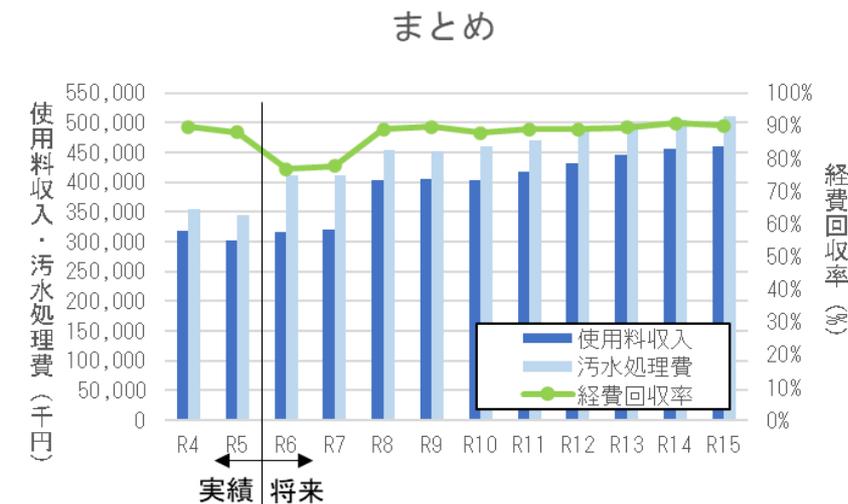
1) 純利益



2) 内部留保資金



3) 経費回収率



1) 純利益
計画期間内で黒字を確保。R15時点では **44,237千円**の黒字となる見込み。

2) 内部留保資金
計画期間内で黒字を確保。R15に目標額には達し、**539,878千円**確保できる見込み

3) 経費回収率
概ね**90%**付近で推移する。

3.5 料金改定の必要性について

(4)各ケースのまとめと評価

経費回収率は全てのケースにおいて100%に達しないが、料金改定後の純利益については、**20%**以上の改定率であれば常に黒字を確保することができる。また、内部留保資金については、**20%**の改定率でR17、25%まで改定すれば計画期間内であるR15に目標額を達成することができるため、**20%以上の改定が下水道事業の健全な経営を支えるために必要である。**

改定率別の結果まとめ

単位：千円

項目	説明	使用料金改定率				目標値	
		10%	15%	20%	25%		
①	純利益	赤字年度 R8～R15	R10	無し	無し	—	
②	経費回収率	R15予測値	78%	82%	86%	89%	100%
③	内部留保資金	R15予測値	128,870	265,825	402,780	539,878	500,755
④	内部留保資金 達成率	R15の達成率	26%	53%	80%	108%	—
	100%到達年度	達成しない	R22達成	R17達成	R15達成	—	

4 下水道料金について

4.1 下水道料金の原則

4.2 全国の下水道料金の傾向

4.3 本町の下水道料金

4.1 下水道料金の原則

下水道法では、使用料の徴収根拠や使用料を定めるにあたっての基本原則が示されている。

【使用料の基本原則】

下水道法第20条第1項

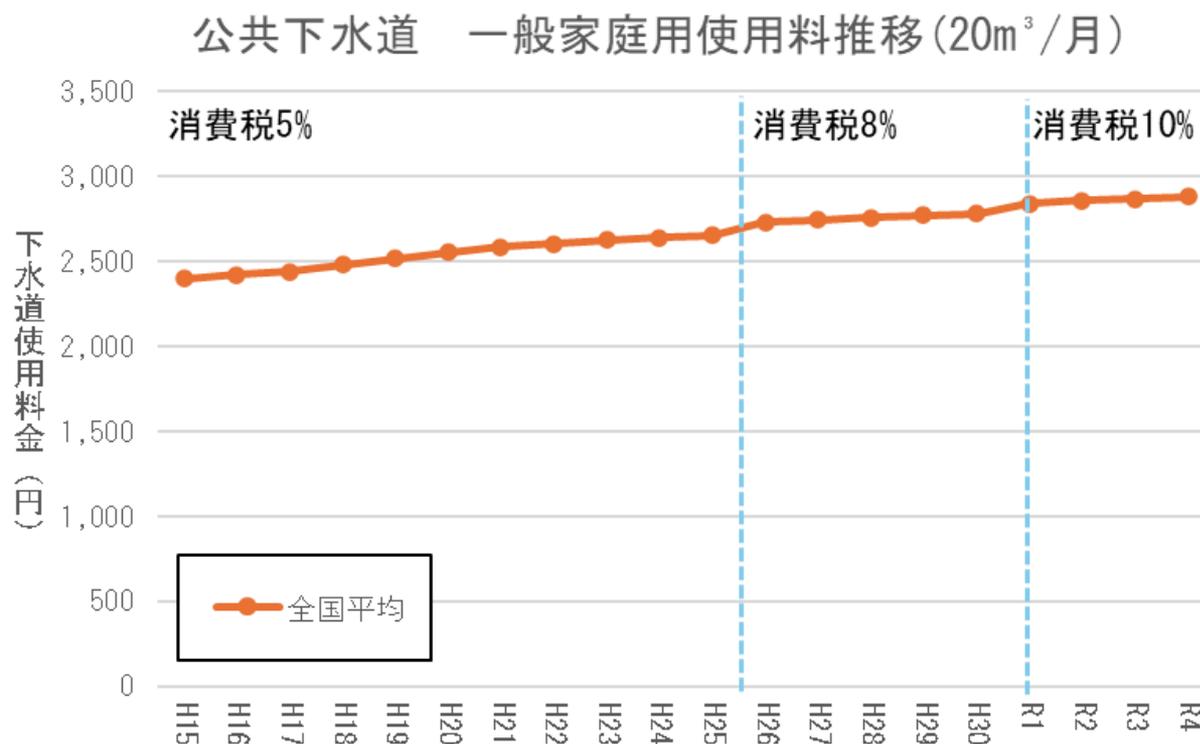
- ・ 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

下水道法第20条第2項

- ・ 使用料は、次の原則によって定めなければならない
 1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 3. 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 4. 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

4.2 全国の下水道使用料の傾向

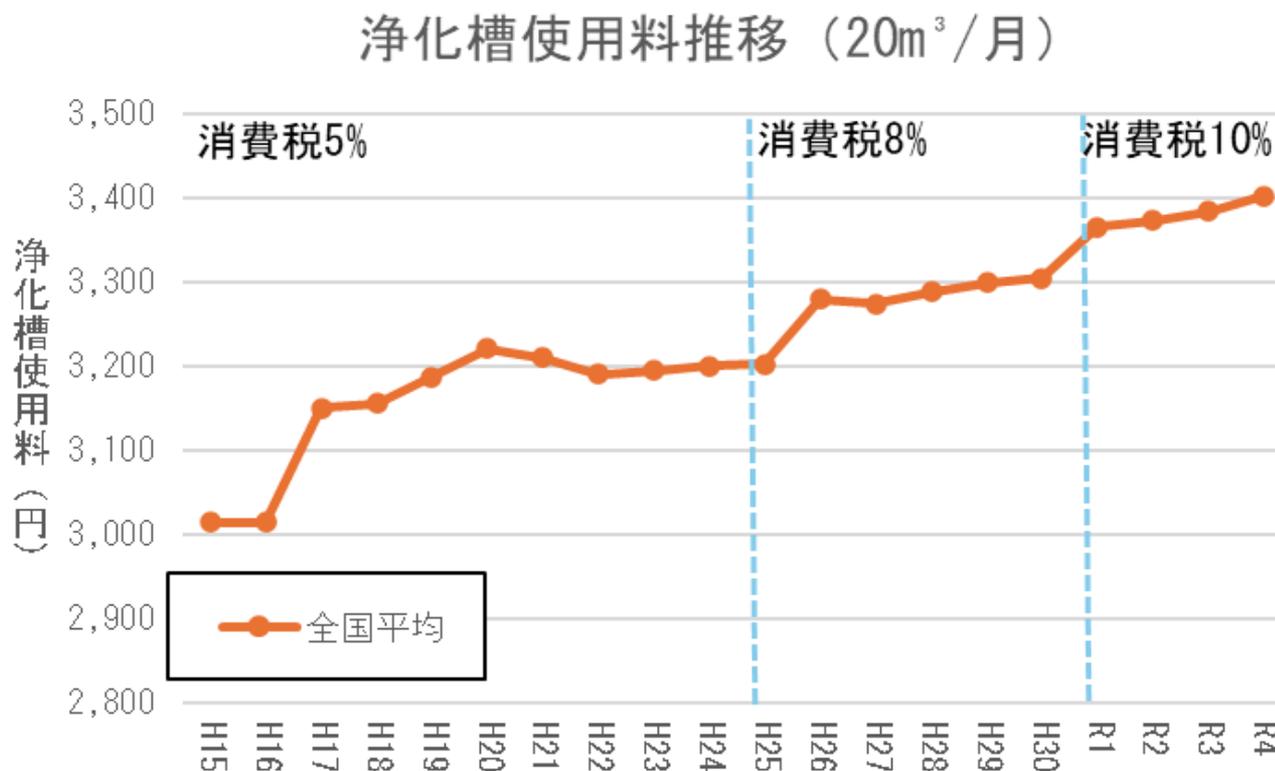
全国の下水道使用料は継続的な増加傾向にあり、平成26年度、令和元年度に消費税が増税される年度には、その上げ幅が上昇する。



出典：公営企業年鑑R4

4.2 全国の浄化槽使用料の傾向

全国の浄化槽使用料は継続的な増加傾向にあり、平成26年度、令和元年度に消費税が増税される年度に急激に増加する。



4.3 本町の下水道料金

(1)使用料金

1)公共下水道

基本使用料・従量使用料に分かれた二部使用料制となっている。

基本料金は、一定の水量まで料金が一律となる基本水量制である。

従量料金は、使用水量に応じて1m³あたりの単価が上昇する累進使用料制である。

区 分	水 量 区 分	金 額 (税抜)
基本料金	10 立方メートルまで	1,000円
超過使用料 1立方メートル につき	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	130円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	150円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	170円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	190円
	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	210円
	200 立方メートルを超え 400 立方メートルまでの分	230円
	400 立方メートルを超え 600 立方メートルまでの分	250円
	600 立方メートルを超える分	270円

出典：嵐山町HP

4.3 本町の下水道料金

(2)使用料金

2)浄化槽

基本使用料・従量使用料に分かれた二部使用料制となっている。
基本料金は、一定の水量まで料金が一律となる基本水量制である。
従量料金は、使用水量に応じて1 m^3 あたりの単価が上昇する累進使用料制金である。

区分	水 量 区 分	金 額 (税抜)
基本料金	10 m^3 まで	1,500 円
超過使用料 1 m^3 につき	10 m^3 を超え 20 m^3 までの分	130 円
	20 m^3 を超え 30 m^3 までの分	150 円
	30 m^3 を超え 50 m^3 までの分	170 円
	50 m^3 を超え 100 m^3 までの分	190 円
	100 m^3 を超え 200 m^3 までの分	210 円
	200 m^3 を超え 400 m^3 までの分	230 円
	400 m^3 を超え 600 m^3 までの分	250 円
600 m^3 を超える分	270 円	

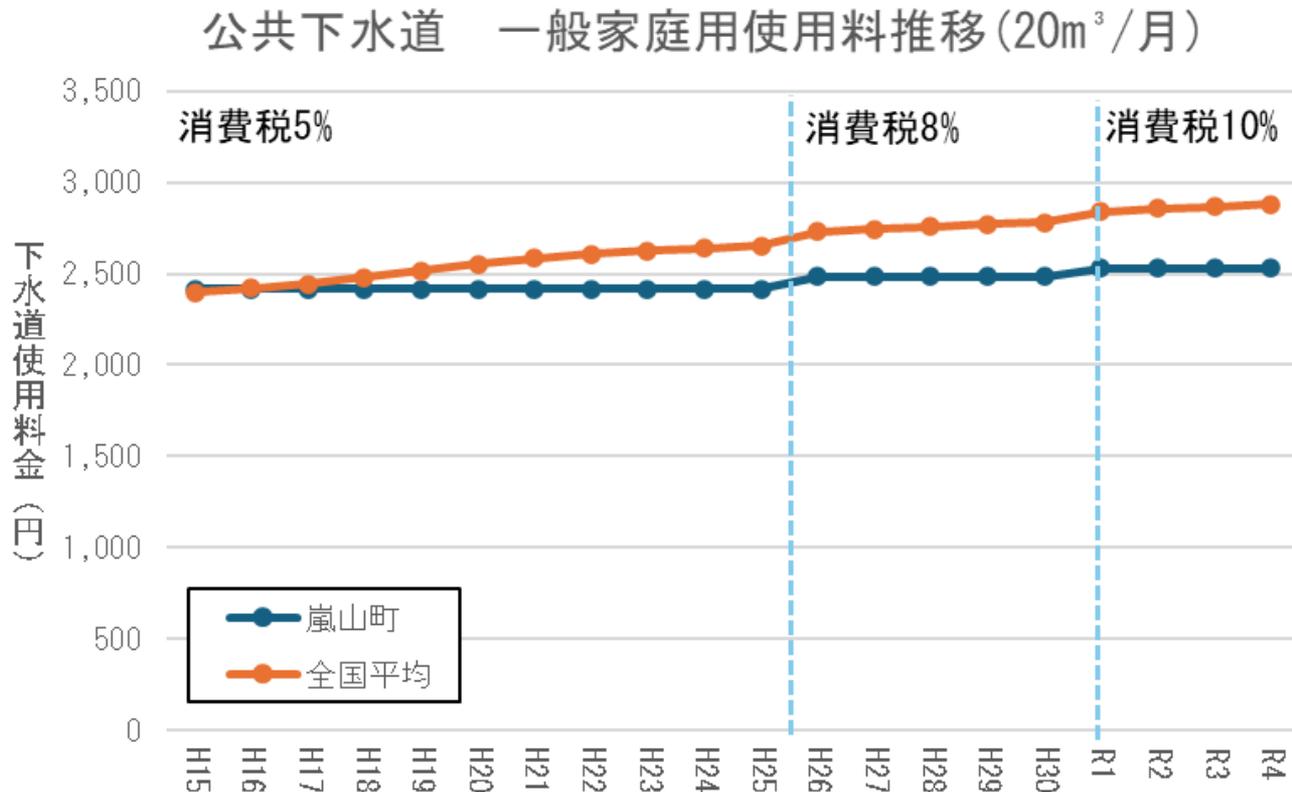
出典：嵐山町HP

4.3 本町の下水道料金

(2) 全国平均及び本町の家庭用使用料金の推移

1) 公共下水道

本町の下水道使用料金は、平成26年度、令和元年度に行われた消費税が値上げされた年度に値上げしているのみである。また、令和4年度の全国平均が**2,881円**であるのに対し、本町は**2,530円**と比較的安価な使用料金を設定している。



出典：公営企業年鑑R4

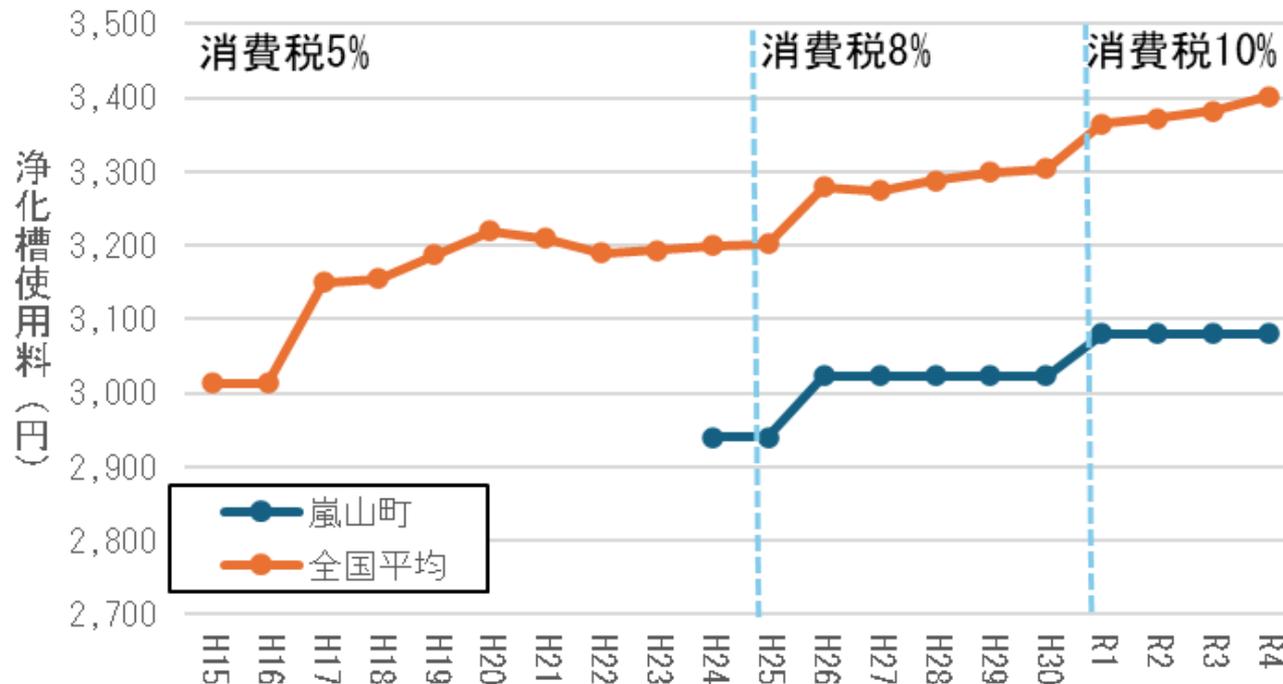
4.3 本町の下水道料金

(2) 全国平均及び本町の家庭用料金の推移

2) 浄化槽

本町の浄化槽使用料金は、公共下水道事業と同じく、平成26年度、令和元年度に消費税が増税された年度にのみ値上がりしている。また、令和4年度の全国平均が**3,402円**であるのに対し、本町は**3,080円**と比較的安価な使用料金を設定している。

浄化槽使用料推移（20m³/月）

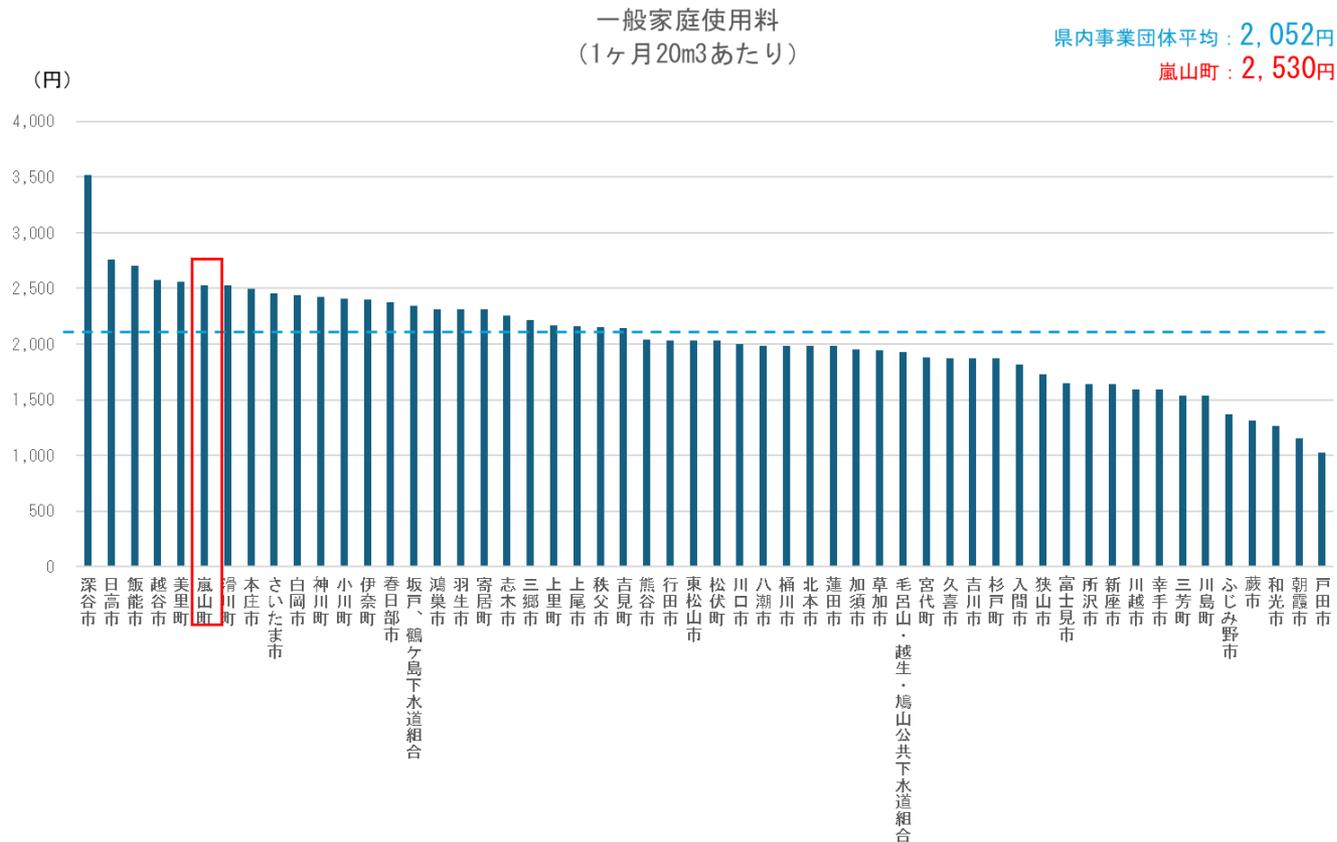


4.3 本町の下水道料金

(3) 埼玉県内事業者との下水道使用料の比較

1) 公共下水道

公共下水道における一般家庭用使用料(1ヶ月20m³あたり)で比較した場合、本町の下水は埼玉県内事業者の中で5番目に高価となっている。

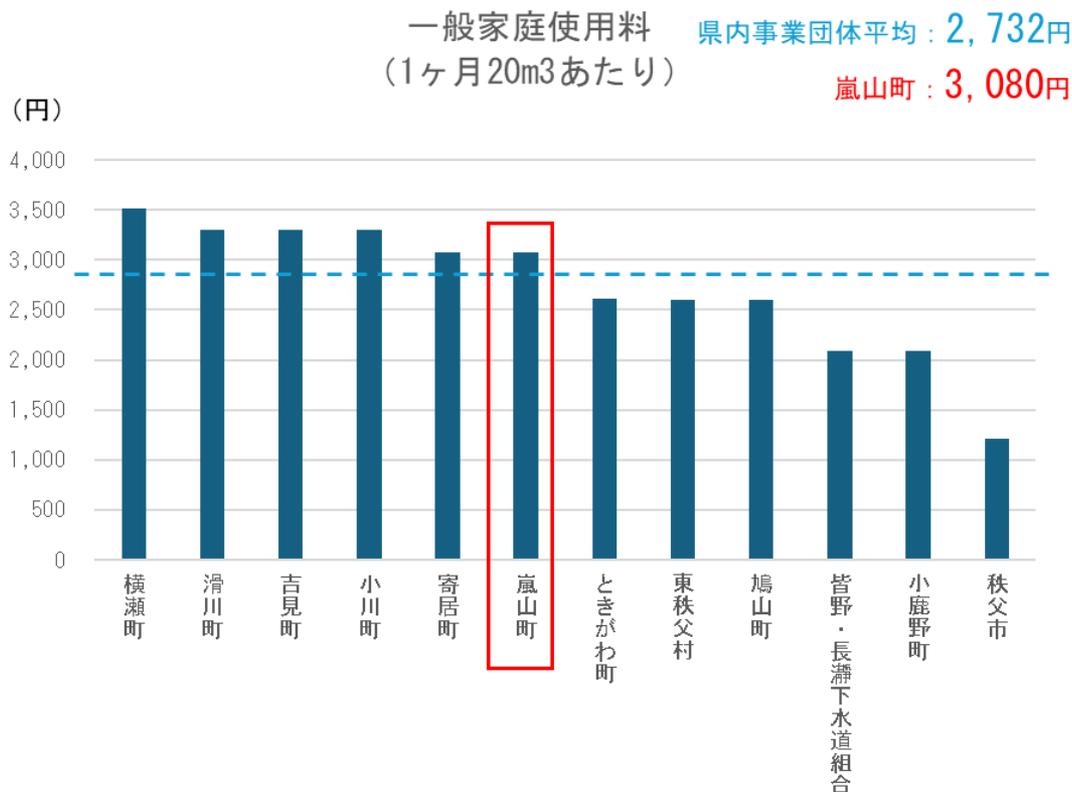


4.3 本町の下水道料金

(3)埼玉県内事業者との浄化槽使用料の比較

2)浄化槽

本町の浄化槽使用料は埼玉県内事業者の中で概ね中間に位置している。

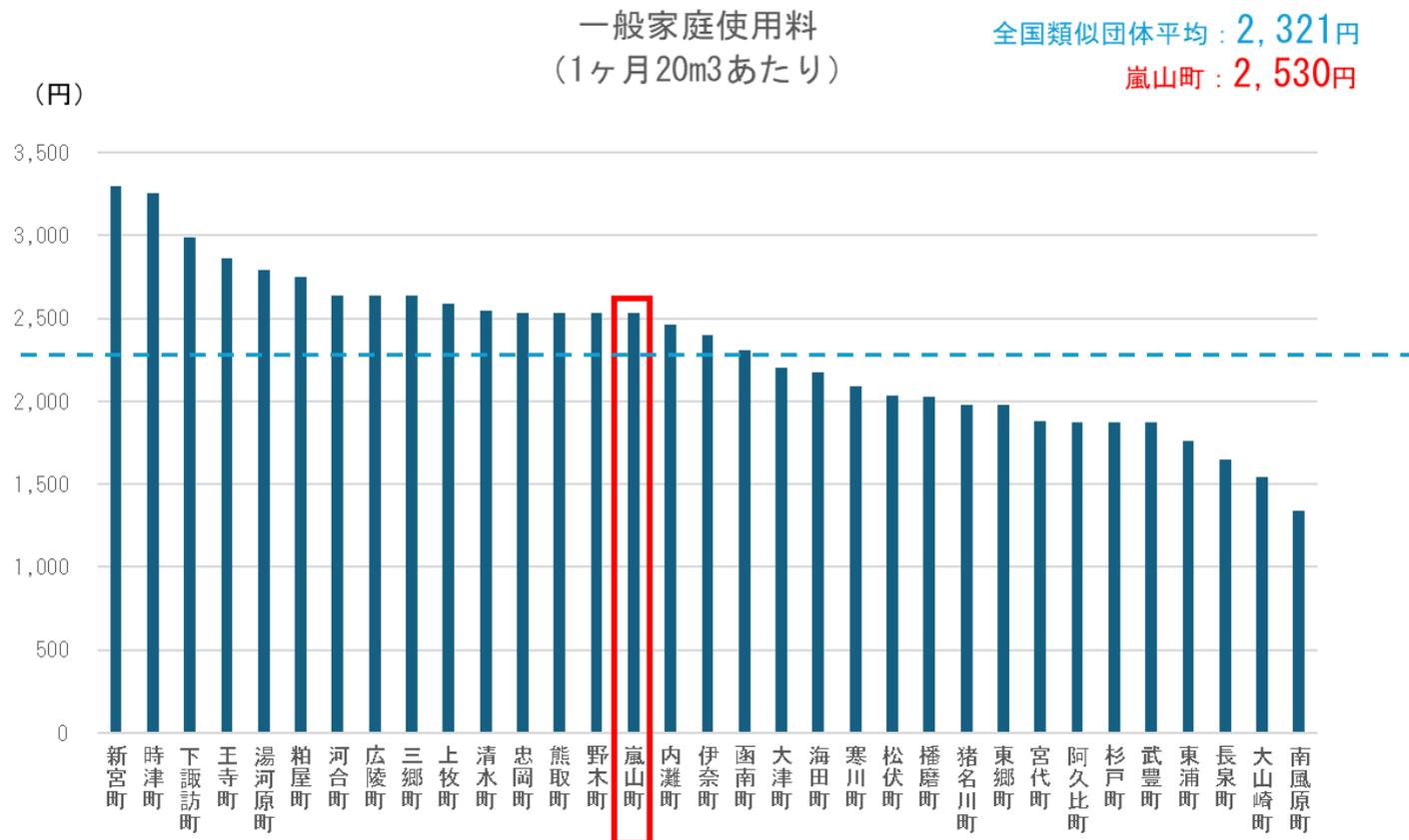


4.3 本町の下水道料金

(4)全国類似事業体（町）との下水道料金の比較

1)公共下水道

本町の下水道使用料は全国類似事業体（町）の中で平均より200円程度高い使用料となっている。

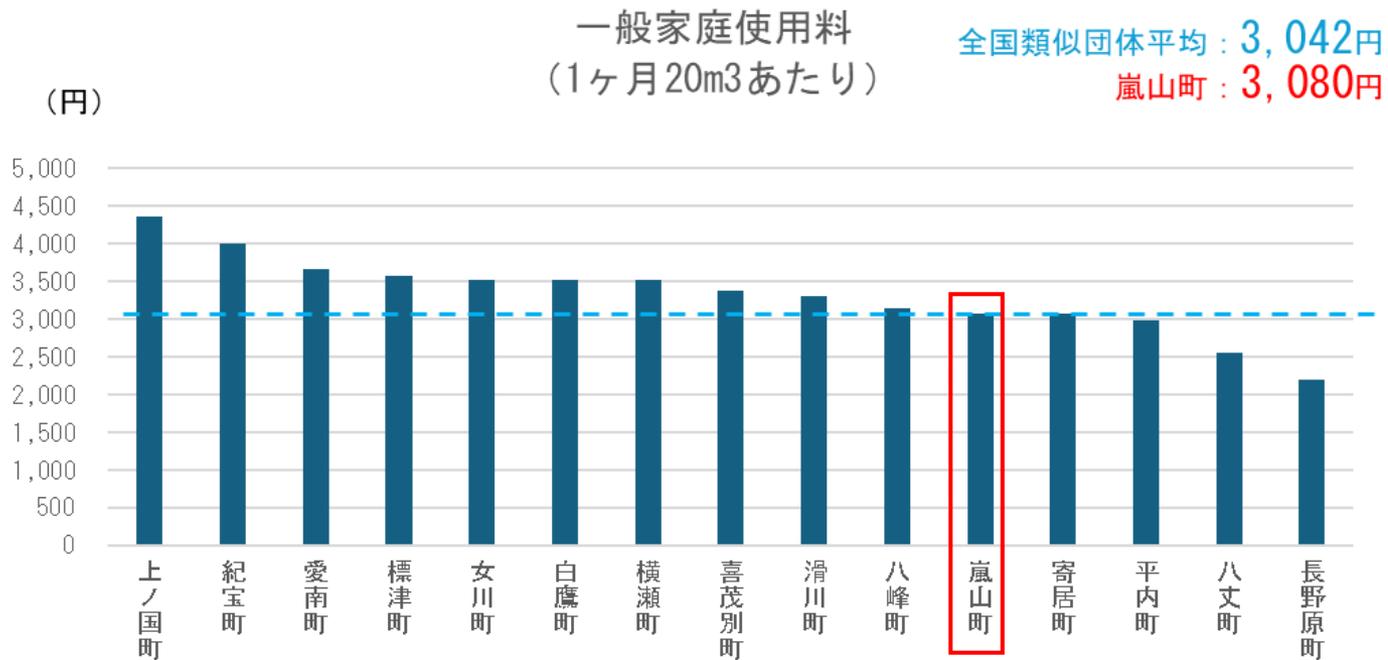


4.3本町の下水道料金

(4)全国類似事業体（町）との浄化槽使用料の比較

2)浄化槽

本町の浄化槽使用料は概ね全国類似団体平均使用料と同額となっている。



5. 今後の検討手順

- 今後審議会にて、経営戦略の改定及び具体的な料金改定率や料金表とその影響について、ご審議いただく予定です。

審議会	日時	内容
第1回	令和6年12月11日	経営戦略と料金改定について
第2回	令和〇年〇月〇日	経営戦略と料金改定ケースについて
第3回	令和〇年〇月〇日	経営戦略改定案及び料金改定ケース修正案について
第4回	令和〇年〇月〇日	新料金について

以下参考

投資試算（公共下水道）

事業費

公共下水道事業における年度別の事業費は、町で計画している管渠改築事業費用、SM計画4条合計、新規開発事業費、及び流域建設負担金の合計である。

表 事業費まとめ

単位：千円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
新規開発事業	0	0	0	0	0	40,170	40,170	40,170	40,470	35,940
ストックマネジメント計画4条事業費	10,230	6,765	3,795	10,065	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
管路改築設計	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
マンホールポンプ設計	165	0	330	0	0	0	0	0	0	0
マンホールポンプ更新事業	6,600	3,300	0	6,600	0	0	0	0	0	0
管路改築事業費(町計画)	33,000	33,000	33,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
流域建設負担金	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166
合計	77,396	73,931	70,961	264,231	257,631	297,801	297,801	297,801	298,101	293,571

財源試算（公共下水道）

国庫補助金の見込み

国庫補助金について、下水道計画の手引きに基づき、SM計画、管路更新、新規整備事業については、その事業費の50%を国庫補助金として見込む。

表 国庫補助金の見込み(単位：千円)

年度	SM計画			新規整備	管路更新	合計
	4条管渠	4条マンホールポンプ	小計			
R6	1,733	3,383	5,116	0	16,500	21,616
R7	1,733	1,650	3,383	0	16,500	19,883
R8	1,733	165	1,898	0	16,500	18,398
R9	1,733	3,300	5,033	0	110,000	115,033
R10	1,733	0	1,733	0	110,000	111,733
R11	1,733	0	1,733	20,085	110,000	131,818
R12	1,733	0	1,733	20,085	110,000	131,818
R13	1,733	0	1,733	20,085	110,000	131,818
R14	1,733	0	1,733	20,235	110,000	131,968
R15	1,733	0	1,733	17,970	110,000	129,703
合計	17,330	8,498	25,828	98,460	819,500	943,788

財源試算（公共下水道）

企業債の借入予定額

企業債について、下水道計画の手引きに基づき、SM計画、管路更新、新規整備事業については、その事業費の45%を企業債として見込む。また、流域建設負担金については、過年度において、100%企業債で賄われているため、将来においても同様に、流域建設負担金の100%を企業債として見込む。

表 企業債の借入額(単位：千円)

年度	SM計画			新規整備	管路更新	流域建設負担金	合計
	4条管渠	4条マンホールポンプ	小計				
R6	1,559	3,044	4,603	0	14,850	34,166	53,619
R7	1,559	1,485	3,044	0	14,850	34,166	52,060
R8	1,559	149	1,708	0	14,850	34,166	50,724
R9	1,559	2,970	4,529	0	99,000	34,166	137,695
R10	1,559	0	1,559	0	99,000	34,166	134,725
R11	1,559	0	1,559	18,077	99,000	34,166	152,802
R12	1,559	0	1,559	18,077	99,000	34,166	152,802
R13	1,559	0	1,559	18,077	99,000	34,166	152,802
R14	1,559	0	1,559	18,212	99,000	34,166	152,937
R15	1,559	0	1,559	16,173	99,000	34,166	150,898
合計	15,590	7,648	23,238	88,616		341,664	1,191,068

財源試算（公共下水道）

受益者負担金の予定額

受益者負担金に関しては、過年度実績を基に建設改良費に対する割合と新規整備事業費を乗じて将来値を算定した。

表 受益者負担金の予定額(単位：千円)

	年度	財源		合計
		受益者負担金	起債	
過年度実績	H30	555	56,300	56,855
	R1	3,389	77,900	81,289
	R2	168	23,800	23,968
	R3	2,459	33,200	35,659
	R4	74	32,900	32,974
	割合	2.88%	97.12%	100%
予算	R5	1		
予測値	年度	受益者負担金		新規整備費
	R6	0		0
	R7	0		0
	R8	0		0
	R9	0		0
	R10	0		0
	R11	1,157		40,170
	R12	1,157		40,170
	R13	1,157		40,170
	R14	1,166		40,470
R15	1,035		35,940	

投資試算（浄化槽）

事業費

浄化槽事業における年度別の事業費は、浄化槽更新費及び浄化槽新規設置事業費を見込んでいる。

表 事業費まとめ

(千円)

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
浄化槽更新事業費	4条	21,299	17,936	5,605	8,968	19,057	13,452	16,815	15,694	13,452	11,210
浄化槽新規設置事業費	4条	34,751	34,751	34,751	34,751	34,751	34,751	34,751	38,114	0	0
4条事業費合計	4条	56,050	52,687	40,356	43,719	53,808	48,203	51,566	53,808	13,452	11,210

財源試算（浄化槽）

財源の見込み

浄化槽事業における財源は、国庫補助金、県補助金分担金及び負担金、起債、成る。将来における補助金の算定は、平成30年度から令和4年度までの建設改良費財源合計に対する国庫補助金の割合平均及び県補助金の割合平均を基に算出している。一般会計繰入金に関しては別途算定している。

表 財源過年度割合（単位：千円）

年度	国庫補助金	県補助金	分担金及び負担金	起債	一般会計繰入金	建設改良費計
H30	16,540	8,500	3,264	13,200	12,475	53,979
R元	11,673	5,685	2,070	9,300	0	28,728
R2	6,406	1,467	1,533	6,900	0	16,306
R3	7,568	1,011	2,044	9,900	0	20,523
R4	6,956	1,000	1,754	9,000	0	18,710
計	49,143	17,663	10,665	48,300	12,475	138,246
割合	35.55%	12.78%	7.71%	34.94%	9.02%	100.00%

財源試算（浄化槽）

補助金の予定額

過年度割合を基に将来の国庫補助金と県補助金を算定した。

表 補助金の予定額(単位：千円)

年度	財源		
	国庫補助金	県補助金	合計
R6	19,924	7,161	27,085
R7	18,729	6,732	25,461
R8	14,346	5,156	19,502
R9	15,541	5,586	21,127
R10	19,127	6,875	26,002
R11	17,135	6,159	23,294
R12	18,330	6,588	24,918
R13	19,127	6,875	26,002
R14	4,782	1,719	6,501
R15	3,985	1,432	5,417
合計	151,026	54,283	205,309

財源試算（浄化槽）

企業債・負担金の予定額

過年度割合を基に将来の企業債と負担金を算定した。

表 企業債・負担金の借入額(単位：千円)

年度	財源		
	企業債	負担金	合計
R6	19,583	4,324	23,907
R7	18,408	4,065	22,473
R8	14,100	3,113	17,213
R9	15,274	3,373	18,647
R10	18,799	4,151	22,950
R11	16,841	3,719	20,560
R12	18,016	3,978	21,994
R13	18,799	4,151	22,950
R14	4,700	1,038	5,738
R15	3,917	865	4,782
合計	148,437	32,777	181,214

財源試算（繰入金）①

繰入金は過年度実績の割合を基に公共下水道事業、浄化槽事業に分配する。なお、将来値に関しては町の計画値と整合させる。

表 繰入金過年度実績及び将来予測（公共＋浄化槽）（単位：千円）

	年度	繰入金総額		
		公共下水道	浄化槽	合計
過年度実績	H30	197,823	42,510	240,333
	R1	170,359	55,947	226,306
	R2	179,000	26,000	205,000
	R3	160,384	36,616	197,000
	R4	152,973	37,027	190,000
	割合平均	81%	19%	100%
予算値	R5	170,455	24,545	195,000
予測値	R6	154,446	35,554	190,000
	R7	150,382	34,618	185,000
	R8	121,931	28,069	150,000
	R9	121,931	28,069	150,000
	R10	113,802	26,198	140,000
	R11	113,802	26,198	140,000
	R12	105,674	24,326	130,000
	R13	105,674	24,326	130,000
	R14	105,674	24,326	130,000
	R15	105,674	24,326	130,000
	合計	1,198,990	276,010	1,475,000

財源試算（公共下水道 繰入金）②

①で公共下水道と浄化槽事業に分けた繰入金を収益的、資本的繰入金に分ける。①と同様に、将来値に関しては過年度割合平均を基に算出する。

表 収益的、資本的繰入金（公共下水道）(単位：千円)

	年度	公共下水道		
		収益的收入	資本的收入	合計
過年度実績	H30	51,472	146,351	197,823
	R1	37,374	132,985	170,359
	R2	70,934	108,066	179,000
	R3	42,954	117,430	160,384
	R4	30,270	122,703	152,973
	割合平均	27%	73%	100%
	予算値	R5	43,455	127,000
予測値	R6	41,819	112,627	154,446
	R7	40,718	109,663	150,381
	R8	33,015	88,916	121,931
	R9	33,015	88,916	121,931
	R10	30,814	82,989	113,803
	R11	30,814	82,989	113,803
	R12	28,613	77,061	105,674
	R13	28,613	77,061	105,674
	R14	28,613	77,061	105,674
	R15	28,613	77,061	105,674
	合計	324,647	874,344	1,198,991

財源試算（浄化槽 繰入金）③

①で公共下水道と浄化槽事業に分けた繰入金を収益的、資本的繰入金に分ける。①と同様に、将来値に関しては過年度割合平均を基に算出する。

表 収益的、資本的繰入金（浄化槽）（単位：千円）

	年度	浄化槽		
		収益的收入	資本的收入	合計
過年度実績	H30	31,743	10,767	42,510
	R1	39,631	16,316	55,947
	R2	26,000	0	26,000
	R3	31,141	5,474	36,615
	R4	30,730	6,297	37,027
	割合平均	80%	20%	100%
予算値	R5	24,545	0	24,545
予測値	R6	28,581	6,973	35,554
	R7	27,828	6,790	34,618
	R8	22,564	5,505	28,069
	R9	22,564	5,505	28,069
	R10	21,059	5,138	26,197
	R11	21,059	5,138	26,197
	R12	19,555	4,771	24,326
	R13	19,555	4,771	24,326
	R14	19,555	4,771	24,326
	R15	19,555	4,771	24,326
	合計	221,875	54,133	276,008